

第7期八尾市障がい福祉計画及び 第3期八尾市障がい児福祉計画

令和6年（2024年）3月

八尾市

ご あ い さ つ

このたび、令和6年度からスタートする「第7期八尾市障がい福祉計画及び第3期八尾市障がい児福祉計画」を策定いたしました。国や大阪府の指針及び上位計画である「第4次八尾市地域福祉計画」の理念や考え方を踏まえつつ、障がい者等が、身近な地域で安心して暮らすための支援体制の整備等を示すものです。



障がい者の重度化・高齢化や社会情勢の変化等とともに、相談内容も複雑化・多様化が進み、障がい福祉サービス等の提供体制の整備だけでなく、さまざまな相談に対応できる体制の整備が求められております。

国においては、令和4年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定、令和6年4月からの改正障害者差別解消法施行など、法整備が進められており、共生社会の実現に向けた各種障がい者施策の推進がこれまで以上に重要であると認識しております。

本市におきましては、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点等の事業として24時間対応できる相談支援体制や緊急時に障がい者を受け入れることができる体制の構築等を進めてまいりました。今後も、さまざまな地域資源と連携しながら、さらなる支援体制の充実に向けた取り組みを推進してまいります。とりわけ、障がい者の重度化や高齢化に伴う「親なきあと」の対策として、基幹相談支援センターや障害者総合福祉センターを中心に、地域の障がい福祉事業所等と連携した地域生活支援拠点等の整備や「親あるあいだ」に行う対策の推進のため、八尾市社会福祉協議会や専門機関等と連携した取り組みを実施してまいります。加えて、近年急激にニーズが高まっている障がい児支援については、サービスの質等の向上について、市内に2カ所ある児童発達支援センターを中心に、市内事業所との連携をより一層強化するとともに、こども総合支援センター「ほっぷ」をはじめとする各種関係機関との連携強化・ネットワーク構築を行い、複雑化・多様化する相談支援体制のさらなる充実に向け取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会委員の皆様やアンケート調査等にご協力いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6年（2024年）3月

八尾市長 大松 桂 右

目次

第1章	はじめに.....	1
1.	計画策定の背景.....	1
2.	計画の位置づけと計画期間.....	3
3.	計画策定の方針と検討体制.....	5
第2章	障がい者等の現状と第6期計画等の実績.....	7
1.	障がい者等の現状.....	7
2.	第6期障がい福祉計画の成果目標の実績.....	12
3.	第6期障がい福祉計画における障がい福祉サービス等の実績.....	16
4.	第2期障がい児福祉計画の成果目標の実績.....	25
5.	第2期障がい児福祉計画における障がい児支援の実績.....	26
6.	子ども・子育て支援等の実績.....	27
第3章	第7期計画等の基本理念及び基本的な考え方.....	28
1.	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本理念.....	28
2.	基本的な考え方.....	30
第4章	第7期八尾市障がい福祉計画.....	34
1.	成果目標.....	34
2.	障がい福祉サービス等の体系と見込量算出の考え方.....	43
3.	障がい福祉サービス等の見込量と方策.....	45
第5章	第3期八尾市障がい児福祉計画.....	63
1.	成果目標.....	63
2.	障がい児支援の見込量と方策.....	66
3.	子ども・子育て支援等について.....	68
第6章	計画の推進に向けて.....	70
1.	支援の円滑な実施を確保するための必要な事項.....	70
2.	計画推進における課題と方向性.....	71
3.	計画推進に係る啓発活動と進捗管理.....	73
資料	74
1.	計画の策定経過.....	74
2.	八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の意見.....	75
3.	地域自立支援協議会からの意見.....	77
4.	アンケート調査の概要.....	79
5.	用語集.....	81

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

障がい福祉計画とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」と国の基本指針や大阪府の基本的な考え方(以下「国が定める基本指針等」という。)に基づき、障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)が身近な地域で安心して暮らすために必要な基盤整備を進める目的をもって、障がい福祉サービス等の数値目標とサービス提供体制の整備方針を示すものです。

本市では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく市町村計画として、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間を計画期間とする「第6期八尾市障がい福祉計画及び第2期八尾市障がい児福祉計画」(以下「第6期計画等」という。)を策定し、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施」、「入所等から地域生活へのサービス基盤の整備」、「地域共生社会の実現に向けた取り組み」、「障がい児の健やかな育成のための発達支援」、「障がい福祉人材の確保」を基本的な考え方に掲げ、障がい者等の自立と社会参加支援を総合的かつ計画的に推進しています。

平成30年(2018年)6月には改正障害者総合支援法が施行され、障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定されました。平成30年(2018年)4月(一部平成28年(2016年)6月)に施行された改正児童福祉法では、障がい児支援のニーズの多様化(重度の障がい児・医療的ケア児等)にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定されています。

また、令和3年(2021年)3月には、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針である「第6次総合計画」を策定し、総合計画で定めるまちづくり目標を実現するための施策のひとつである「障がいのある人への支援の充実」に向け、計画的に取り組むを進めており、また、同年3月には、「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、社会福祉全体の包括的な動きとして、これまでの「支え手」と「受け手」に分かれた社会から一人ひとりが役割を持ち、互いに支え合う「地域共生社会」の構築を進めています。さらに、本市では、令和5年(2023年)4月から相談支援、参加支援及び地域づくりを一体的に取り組む重層的支援体制整備事業の実施により、障がい者等をはじめ高齢者や子どもを含むすべての人が地域での安心した暮らしや生きがいを、ともに創り、高め合うことができる社会の実現をめざした取り組みを進めているところです。なお、同年3月には「障がいのある人もない人も、ともに認めあい、ともにつながり、ともにかがやく共生のまちづくり」を基本理念とする「第4期八尾市障がい者基本計画」を策定しました。

また、国においては「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去する」ことを基本理念に掲げた令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間を計画期間とする「第5次障害者基本計画」がスタートしました。

このような背景を踏まえ、第6期計画等が令和6年(2024年)3月末をもって終了することから、これまでの取り組みの成果や障がいのある人等の現状をとらえ、「第7期八尾市障がい福祉計画及び第3期八尾市障がい児福祉計画」(以下「第7期計画等」という。)を策定します。

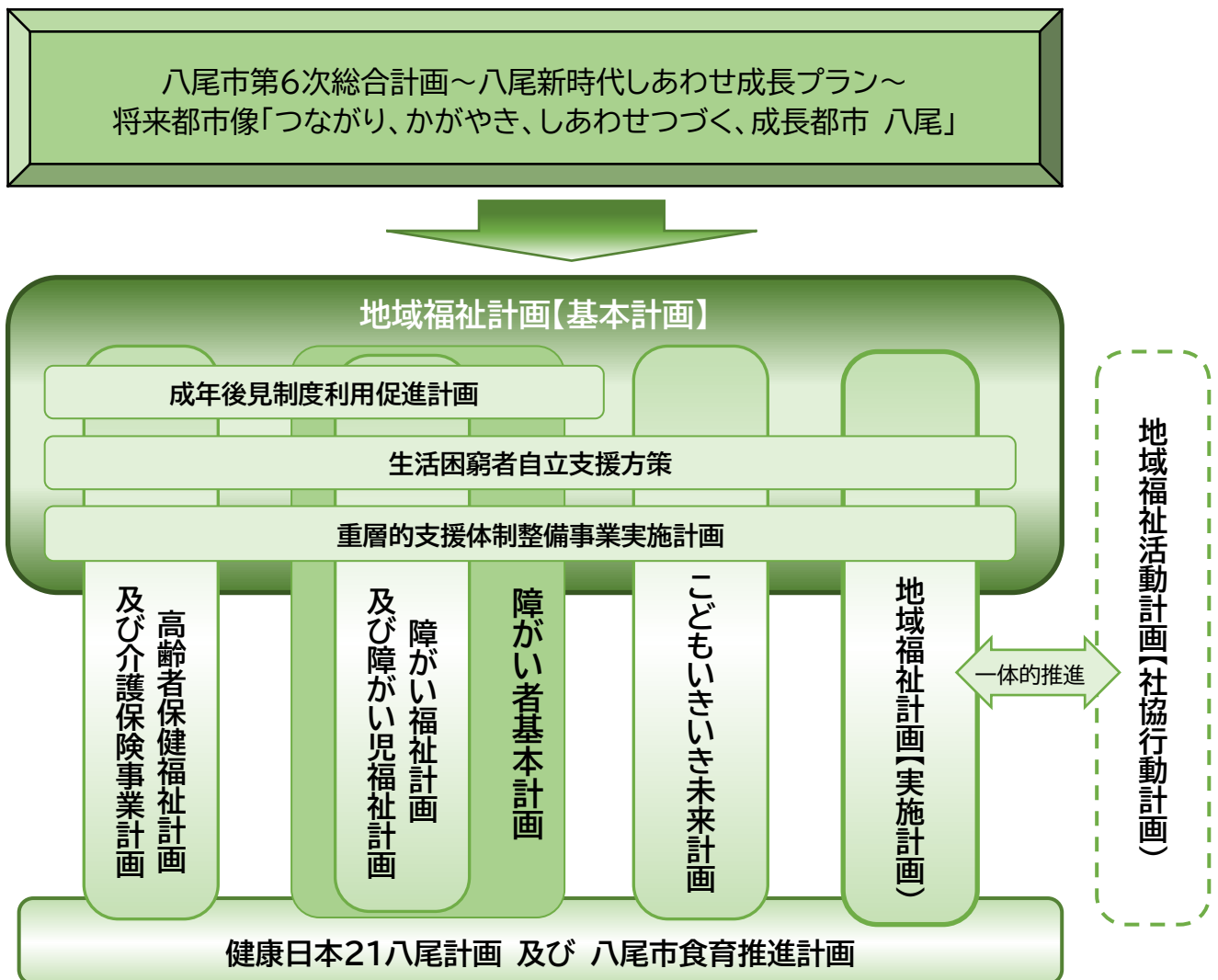
本計画は、障害者総合支援法や児童福祉法に定めるサービス等の必要量を見込むとともに、その提供体制を確保するための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ることにより、障がいのある人もない人も、ともに生きる地域づくりの実現をめざします。

2. 計画の位置づけと計画期間

(1) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定における基本的事項

第7期計画等は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定すると同時に、「八尾市第6次総合計画～八尾新時代しあわせ成長プラン～」の分野別計画として位置づけられており、将来都市像「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾」を実現するための一翼を担っています。

また、各福祉分野の上位計画である「第4次八尾市地域福祉計画」の理念や考え方を踏まえ、「第9期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「八尾市こどもいきいき未来計画(第3期八尾市次世代育成支援行動計画)」及び「健康日本 21 八尾第4期計画及び八尾市食育推進第3期計画」との調和を図り、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進することを定めた「第4期障がい者基本計画」のもと、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的事項を定めるものです。



(2) 計画期間

本計画は、令和6年度(2024 年度)から令和8年度(2026 年度)までの3年間を計画期間とします。計画の目標年度を令和8年度(2026 年度)として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を設定するとともに、成果目標を達成するため、令和6年度(2024 年度)から令和8年度(2026 年度)までの各年度の障がい福祉サービス、相談支援及び障がい児支援等の種類ごとの見込量(活動指標)を設定し、その見込量の確保のための方策等を明らかにします。

	令和 3年度 (2021 年度)	令和 4年度 (2022 年度)	令和 5年度 (2023 年度)	令和 6年度 (2024 年度)	令和 7年度 (2025 年度)	令和 8年度 (2026 年度)	令和 9年度 (2027 年度)	令和 10年度 (2028 年度)
総合計画	第6次計画							
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第4次計画							
障がい者基本計画	第4期計画							
障がい福祉計画	第6期計画		第7期計画			第8期計画		
障がい児福祉計画	第2期計画		第3期計画			第4期計画		

3. 計画策定の方針と検討体制

本計画は、国が定める基本指針等を踏まえて策定します。また、障がい者等及びその介助・介護者に対するアンケート調査等によりニーズの把握を行うなど、本市の実態に即した計画となるよう障がい者等の意見の反映に努めます。

また、計画で規定するサービスの見込量の確保及びサービス提供の基盤整備には障がい及び障がい者等に対する「地域社会の理解促進」が必要となるため、地域住民、企業など幅広く理解・協力を求めるため、啓発・広報活動を積極的に進めます。

(1) 協議体における検討

本計画の策定においては、成果目標、障がい福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策を検討する場として、八尾市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会に2つの部会(障がい者支援部会、障がい児支援部会)を設置し検討しました。

(2) アンケート調査等の実施

本計画の策定にあたって、成果目標、障がい福祉サービス等の見込量の算定及び計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査等を実施しました。

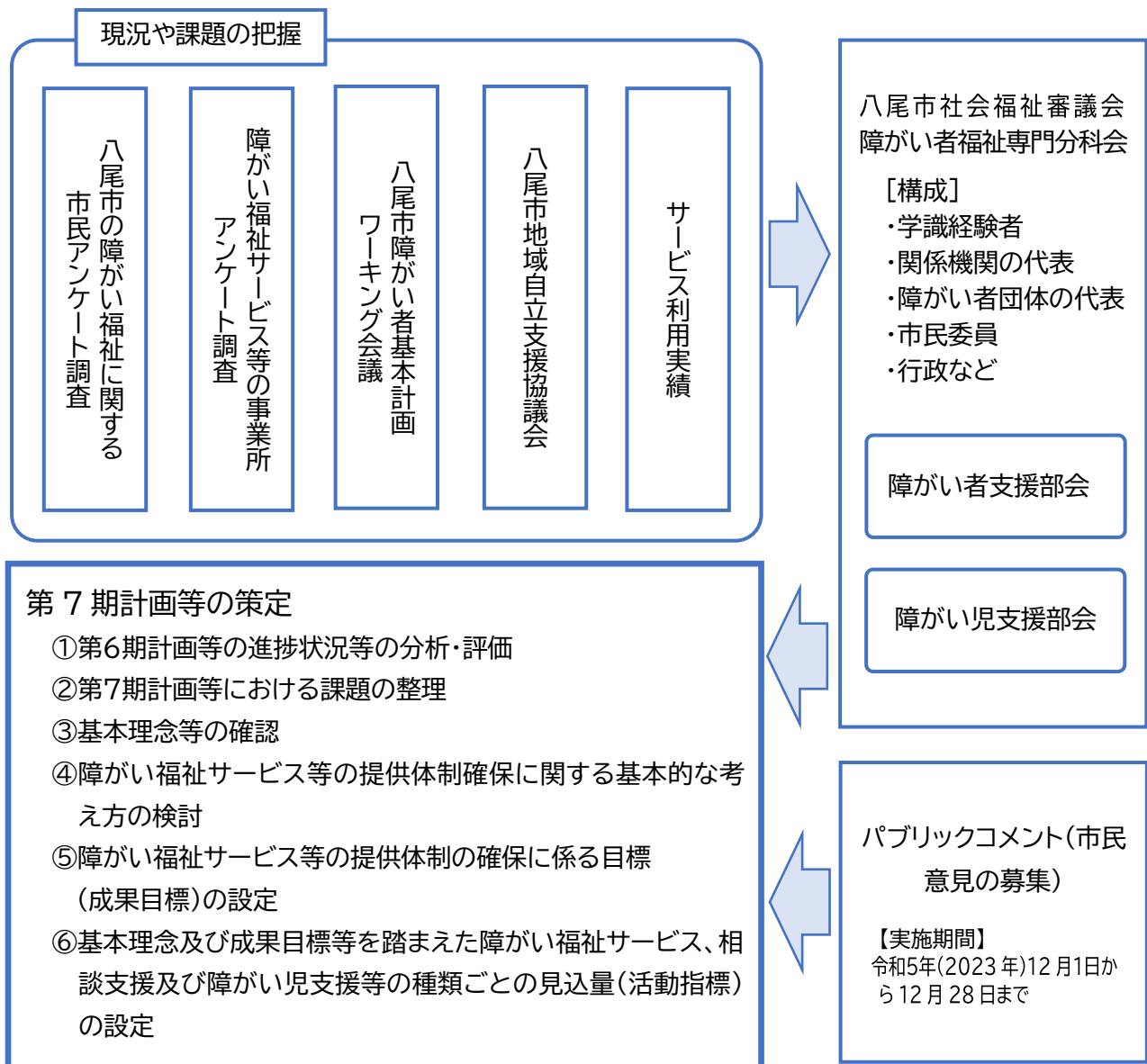
- 『第7期八尾市障がい福祉計画及び第3期八尾市障がい児福祉計画等策定におけるアンケート調査』
障がい福祉サービス等利用の現状や今後の利用ニーズを把握するために実施しました。
- 『八尾市障がい福祉サービス等の事業所アンケート調査』
障がい福祉サービス等の提供実績、今後の提供見込み及びサービス提供上の課題等を把握するために実施しました。

(3) 八尾市地域自立支援協議会からの意見聴取

障がい者等のさまざまな支援に関わるサービス事業所等が参画し、就労・日中活動支援、地域生活支援といった分野ごとにサービス提供に関する課題の検討を行ったうえで、八尾市地域自立支援協議会から現状や課題についての意見を聴取しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の素案の段階で、「市民意見提出制度」に基づいて、パブリックコメントを実施し、本計画に反映しました。



第2章 障がい者等の現状と第6期計画等の実績

1. 障がい者等の現状

(1) 手帳所持者の状況

本市の令和4年度(2022年度)の手帳所持者数は16,824人となっており、第5期計画開始時の平成30年度(2018年度)の16,253人から571人、3.5%増加しています。

手帳所持者数の対人口構成比は、6.4%となり、障がい種別の対人口構成比は、身体障がい者手帳が3.9%、療育手帳が1.2%、精神障がい者保健福祉手帳が1.3%となります。

◆八尾市の手帳所持者数の推移

	単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
人口	人	266,593	265,908	264,867	262,875	261,197
所持者数		16,253	16,461	16,611	17,015	16,824
対人口構成比		6.1	6.2	6.3	6.5	6.4

◆八尾市の手帳所持者数と対人口構成比【令和4年度(2022年度)】

	単位	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	合計
所持者数	人	10,122	3,216	3,486	16,824
対人口構成比	%	3.9	1.2	1.3	6.4

※ 対人口構成比は令和5年(2023年)3月31日現在の本市の人口(261,197人)に対する手帳所持者の比率

(2) 身体障がい児者の状況

年齢別にみると、満18歳未満の身体障がい者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和4年度(2022年度)は143人、身体障がい者手帳所持者数に占める割合は1.4%となっています。満18歳以上の身体障がい者手帳所持者数は、減少傾向にあり、身体障がい者手帳所持者数に占める割合は98.6%となっています。

◆年齢階層別身体障がい者手帳所持者数の推移

	単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
満18歳未満	所持者数(人)	157	160	156	152	143
	構成比(%)	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4
満18歳以上	所持者数(人)	10,618	10,468	10,388	10,383	9,979
	構成比(%)	98.5	98.5	98.5	98.6	98.6
合計	所持者数(人)	10,775	10,628	10,544	10,535	10,122
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

身体障がい者手帳所持者の障がい等級別の構成比は1級が最も多く、次いで4級となっています。また、令和4年度(2022年度)の重度(1級と2級の合計)、中度(3級と4級の合計)、軽度(5級と6級の合計)の構成比はそれぞれ46.4%、39.5%、14.1%となっています。平成30年度(2018年度)と比較すると、重度及び中度の手帳所持者数が減少しています。

◆身体障がい者手帳所持者数の障がい等級別の推移

	単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級	所持者数(人)	3,226	3,203	3,217	3,209	3,073
	構成比(%)	30.0	30.1	30.5	30.5	30.4
2級	所持者数(人)	1,804	1,766	1,726	1,708	1,622
	構成比(%)	16.7	16.6	16.4	16.2	16.0
3級	所持者数(人)	1,708	1,676	1,653	1,652	1,591
	構成比(%)	15.8	15.8	15.7	15.7	15.7
4級	所持者数(人)	2,608	2,566	2,519	2,511	2,408
	構成比(%)	24.2	24.1	23.9	23.8	23.8
5級	所持者数(人)	635	632	631	643	635
	構成比(%)	5.9	6.0	6.0	6.1	6.3
6級	所持者数(人)	794	785	798	812	793
	構成比(%)	7.4	7.4	7.5	7.7	7.8
合計	所持者数(人)	10,775	10,628	10,544	10,535	10,122
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

身体障がい者手帳所持者の障がい部位別の構成比は各年度で肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)にかけて、内部障がいが増加傾向にあり、肢体不自由が占める割合が減少傾向にあります。

◆身体障がい者手帳所持者数の障がい部位別の推移

	単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
視覚障がい	所持者数(人)	783	788	758	752	735
	構成比(%)	7.3	7.4	7.2	7.1	7.3
聴覚・音声・ 言語障がい	所持者数(人)	1,140	1,122	1,123	1,138	1,106
	構成比(%)	10.6	10.6	10.7	10.8	10.9
肢体不自由	所持者数(人)	5,699	5,549	5,442	5,367	5,133
	構成比(%)	52.9	52.2	51.6	51.0	50.7
内部障がい	所持者数(人)	3,153	3,169	3,221	3,278	3,148
	構成比(%)	29.2	29.8	30.5	31.1	31.1
合計	所持者数(人)	10,775	10,628	10,544	10,535	10,122
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) 知的障がい児者の状況

療育手帳所持者は、年々増加しており、令和4年度(2022年度)は3,486人と、平成30年度(2018年度)に比べて692人、24.8%の増加となっています。また、満18歳未満の療育手帳所持者数に占める割合は増加し、令和4年度(2022年度)は36.7%となっています。

◆年齢階層別療育手帳所持者数の推移

	単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
満18歳未満	所持者数(人)	1,024	1,085	1,138	1,209	1,278
	構成比(%)	36.6	37.3	37.7	36.0	36.7
満18歳以上	所持者数(人)	1,770	1,821	1,877	1,913	1,938
	構成比(%)	63.4	62.7	62.3	64.0	63.3
合計	所持者数(人)	2,794	2,906	3,015	3,122	3,216
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

療育手帳所持者の障がい程度別の構成比は平成30年度(2018年度)まではA(重度)が最も多い状態でしたが、令和元年度(2022年度)はB2(軽度)が最も多くなっており、また、療育手帳所持者数に占めるB2(軽度)の割合が年々増加しています。

◆療育手帳所持者数の障がい程度別の推移

	単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
A(重度)	所持者数(人)	1,106	1,121	1,131	1,140	1,141
	構成比(%)	39.6	38.6	37.5	36.5	35.5
B1(中度)	所持者数(人)	588	617	638	659	666
	構成比(%)	21.0	21.2	21.2	21.1	20.7
B2(軽度)	所持者数(人)	1,100	1,168	1,246	1,323	1,409
	構成比(%)	39.4	40.2	41.3	42.4	43.8
合計	所持者数(人)	2,794	2,906	3,015	3,122	3,216
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(4) 精神障がい児者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、令和4年度(2022年度)は3,486人と、平成30年度(2018年度)から802人、30.0%増加しています。等級の構成比は2級が最も多く、次いで3級となっています。

◆精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移

	単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級	所持者数(人)	205	217	226	238	245
	構成比(%)	7.6	7.4	7.4	7.1	7.0
2級	所持者数(人)	1,715	1,828	1,909	2,088	2,161
	構成比(%)	63.9	62.5	62.6	62.2	62.0
3級	所持者数(人)	764	882	917	1,032	1,080
	構成比(%)	28.5	30.1	30.0	30.7	31.0
合計	所持者数(人)	2,684	2,927	3,052	3,358	3,486
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(5) 自立支援医療(精神通院)受給者の状況

自立支援医療(精神通院)受給者は、令和4年度(2022年度)には6,093人となり、平成30年度(2018年度)から841人、16.0%増加しています。

◆自立支援医療(精神通院)受給者の推移

	単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
受給者数	人	5,252	5,557	5,524	5,854	6,093

(6) 難病患者の状況

難病患者は、令和4年度(2022年度)には3,059人となり、平成30年度(2018年度)から943人増加しています。難病として指定されている疾病は令和3年11月1日に6疾病が追加(うち、1疾病については既存の指定難病に統合)され、指定難病は338疾病となり、申請者は今後も増加していくことが考えられます。

◆難病患者の推移

	単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
総数	申請件数	2,116	2,138	677	2,969	3,059
うち新規申請	(件)	314	316	264	321	377

※ 総数は新規申請件数と更新申請件数の合計です。

(7) 在宅の重症心身障がい児者の状況

在宅の重症心身障がい児者の状況は、令和4年(2022年)7月時点では198人で、うち、障がい児は48人となっています。

◆在宅の重症心身障がい児者の推移

	単位	平成30年度 (2018年度) 7月時点	令和元年度 (2019年度) 7月時点	令和2年度 (2020年度) 7月時点	令和3年度 (2021年度) 7月時点	令和4年度 (2022年度) 7月時点
総数	人	196	185	201	199	198
うち障がい児数	人	53	45	54	56	48

※ 本計画における「重症心身障がい児者」とは、身体障がい者手帳の1・2級と療育手帳(A)の交付を受けた者(児)とします。

(8) 支援が必要な児童の状況

手帳の未所持者も含めた支援が必要な児童について、集団活動を通じた療育・教育等に在籍している人数の推移となっており、どの人数も年々増加しています。

◆認定こども園・保育所における障がい児保育の推移

	単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)
入所児童数	人	193	194	212	214	217
受け入れ施設数	箇所	36	39	39	37	38

◆児童発達支援センター(医療型・福祉型)における通園の推移

	単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)
いちよう学園 【医療型】	児童数 (人)	38	30	25	25	30
八尾しようたく園 【福祉型】		52	68	68	68	68

◆支援学級・支援学校における児童・生徒数の推移

		単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)
支援学級	小学校	児童数 (人)	643	693	763	793	875
	中学校	生徒数 (人)	210	250	282	331	371
支援学校	小学校	児童数 (人)	61	63	60	56	59
	中学校	生徒数 (人)	71	79	54	61	54

◆公立中学校からの府立支援学校(高等部)及び府立高等支援学校への進学者数の推移

	単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)
進学者数	人	14	23	12	16	※R6.2公表

◆放課後児童室における障がい児の受け入れ推移

	単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)
入室児童数	人	133	184	183	181	207

2. 第6期障がい福祉計画の成果目標の実績

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 地域移行者数

◆成果目標と実績

		令和5年度末 (2023年度末)の目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和4年度末 (2022年度末)
地域移行者数 (施設入所からグループホーム等へ移行した人数)	令和3年度 (2021年度) からの累積	10人以上	令和5年度末 (2023年度末) 施設入所支援決定者 数の6%以上	4人	8人

② 施設入所者の削減数

◆成果目標と実績

	令和5年度末 (2023年度末)の目標	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
入所者数	151人以下	150人	144人
令和元年度末(2019年度末)の入所者数に対する削減数及び削減した人数の比率	3人以上 (1.6%以上削減)	4人 (2.6%)	10人 (6.5%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆成果目標と実績

	令和5年度末 (2023年度末)の目標	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
退院後1年以内の地域での平均生活日数	316日以上	※	※
長期入院患者数	171人以下	177人	171人
早期退院率	3か月時点 69% 6か月時点 86% 12か月時点 92%以上	※	※

※令和2年度以降未公表

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

◆成果目標

令和5年度末(2023年度末)の目標

地域生活支援拠点等の機能の充実を図るために、年1回以上、運用状況について検証します。

◆実績

新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年度末までには、運用状況の検証に係る会議が開催できていませんが、成果目標に掲げる整備内容については取り組みを実施しており、引き続き機能充実に向けた取り組みを進めていきます。

【成果目標に掲げた地域生活支援拠点等の整備内容】

◆夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実

- 拠点にて支援を行う障がい者等の事前登録制の実施
- 基幹相談支援センター及び障害者総合福祉センターにおける夜間等も含めた相談受付の実施
- 障害者総合福祉センターをはじめ、入所施設や短期入所事業所と連携した医療的ケアにも対応した緊急時の受け入れ体制の実施

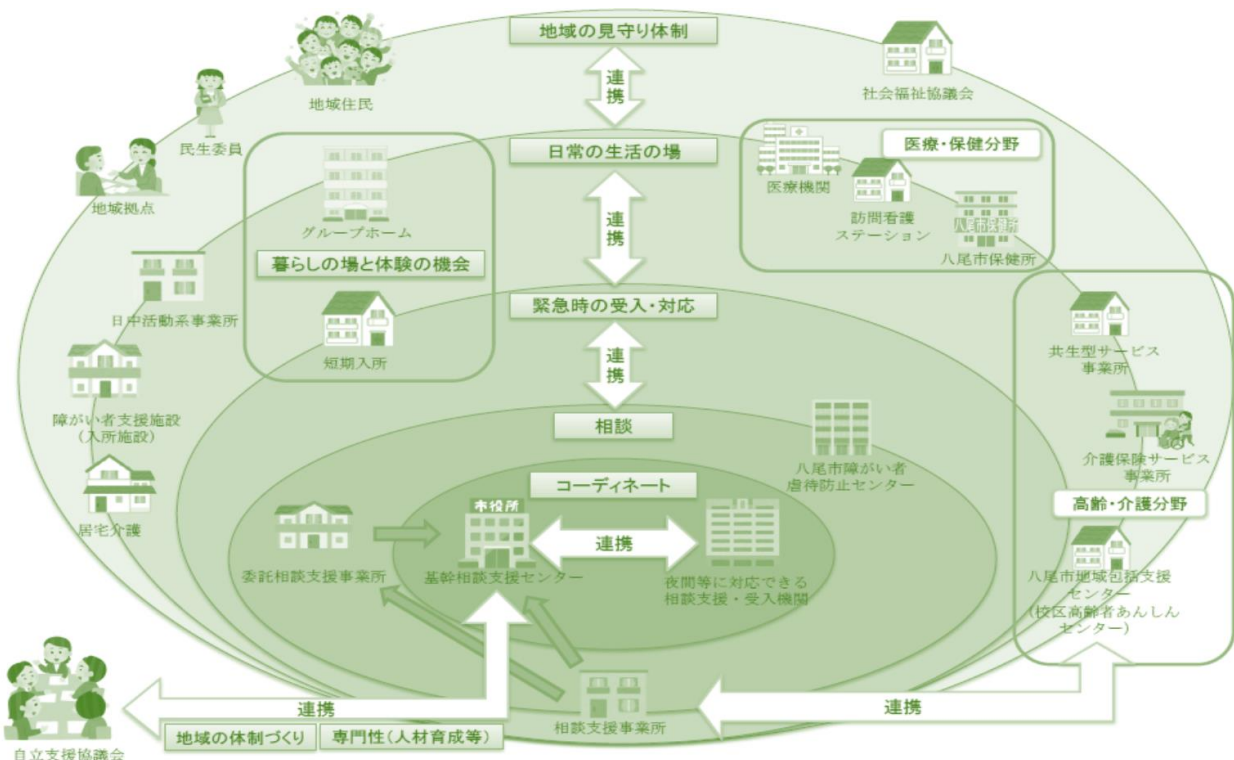
◆障がい者の重度化・高齢化に対応した支援体制の充実

- グループホームにおける医療機関等との連携による健康管理体制の確保

◆多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談支援体制の充実

- 基幹相談支援センターを中心とした事業所間連携の強化

本市の地域生活支援拠点等の整備イメージ



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

◆成果目標と実績

	令和5年度末 (2023年度末)の目標	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
福祉施設を退所し、一般就労に移行した人数(年間) 令和元年度(2019年度)対比	80人 1.27倍以上	57人 —	77人 1.35倍	83人 1.46倍
就労移行支援事業 を通じた一般就労移行者数 令和元年度(2019年度)対比	51人 1.30倍以上	36人 —	39人 1.08倍	61人 1.69倍
就労継続支援A型 を通じた一般就労移行者数 令和元年度(2019年度)対比	21人 1.26倍以上	15人 —	30人 2倍	16人 1.07倍
就労継続支援B型 を通じた一般就労移行者数 令和元年度(2019年度)対比	8人 1.23倍以上	6人 —	5人 0.83倍	6人 1倍

※ 各事業における目標値は、大阪府の目標値を府内市町村の令和元年度(2019年度)実績に基づいた按分率により算出しており、令和元年度(2019年度)対比の倍率より高い目標値を設定しています。

② 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

◆成果目標と実績

	令和5年度末 (2023年度末)の目標	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
令和5年度(2023年度)における就労移行支援等を通じて一般就労する者のうち、就労定着支援事業を利用した者	7割以上	3.7割	6.9割
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上	3.3割	未確定

③ 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額

◆成果目標と実績

	令和5年度末(2023年度末)の目標	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	13,718円	12,975円	13,676円	13,615円	14,136円

(5) 相談支援体制の充実・強化等

◆成果目標

令和5年度末（2023年度末）の目標

基幹相談支援センターを中核とした関係機関とのネットワークにより、緊急時にも対応した相談支援体制の充実を図ります。

◆実績

基幹相談支援センターと八尾市立障害者総合福祉センターによる24時間の相談支援体制を構築し、緊急時にも対応できる相談支援体制の充実を図りました。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

◆成果目標

令和5年度末（2023年度末）の目標

関係自治体及び関係課による審査結果や指導監査等の結果の共有を図ることで質の向上を図ります。

◆実績

関係自治体及び関係課と審査結果や指導監査等の結果を共有し、障がい福祉サービス等の質の向上を図りました。

3. 第6期障がい福祉計画における障がい福祉サービス等の実績

(1) 訪問系サービス

◆訪問系サービスの見込量・実績値

障がい種別／サービス種別		単位(時間) (人)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	居宅介護	月平均利用量	5,666	7,309	5,722	7,404	5,779
		実利用者数	269	212	272	258	275
	重度訪問介護	月平均利用量	4,598	4,858	5,225	4,930	5,852
		実利用者数	22	17	25	23	28
	同行援護	月平均利用量	2,996	2,369	3,052	2,715	3,108
		実利用者数	107	96	109	122	111
知的障がい者	居宅介護	月平均利用量	5,632	5,746	6,402	6,112	7,172
		実利用者数	256	229	291	314	326
	重度訪問介護	月平均利用量	279	717	279	721	279
		実利用者数	1	1	1	1	1
	行動援護	月平均利用量	378	414	397	639	416
		実利用者数	20	15	21	24	22
精神障がい者	居宅介護	月平均利用量	7,876	7,967	8,734	9,081	9,592
		実利用者数	358	427	397	554	436
	重度訪問介護	月平均利用量	223	0	223	0	223
		実利用者数	1	0	1	0	1
	行動援護	月平均利用量	8	0	8	0	8
		実利用者数	1	0	1	0	1
障がい児	居宅介護	月平均利用量	651	517	672	460	693
		実利用者数	31	17	32	19	33
	同行援護	月平均利用量	5	0	5	0	5
		実利用者数	1	0	1	0	1
	行動援護	月平均利用量	8	17	8	9	8
		実利用者数	1	2	1	2	1

(2) 短期入所

◆短期入所の見込量・実績値

障がい種別	単位(人日) (人)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	月平均利用量	208	164	216	173	224
	実利用者数	26	16	27	31	28
知的障がい者	月平均利用量	870	763	894	852	918
	実利用者数	145	117	149	182	153
精神障がい者	月平均利用量	10	5	15	11	20
	実利用者数	2	2	3	4	4
障がい児	月平均利用量	24	23	28	47	32
	実利用者数	6	6	7	33	8

(3) 日中活動系サービス

◆日中活動系サービスの見込量・実績値

障がい種別／ サービス種別	単位(人日) (人)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	
身体障がい者	生活介護	月平均利用量	2,771	2,616	2,771	2,713	2,771
		実利用者数	144	147	144	165	144
	自立訓練	月平均利用量	17	20	17	14	17
		実利用者数	1	2	1	2	1
	就労移行支援	月平均利用量	117	115	130	101	143
		実利用者数	9	6	10	10	11
	就労継続支援 (A型)	月平均利用量	850	1,008	833	1,045	816
実利用者数		50	54	49	65	48	
就労継続支援 (B型)	月平均利用量	1,260	1,163	1,425	1,244	1,590	
	実利用者数	84	75	95	88	106	
就労定着支援	実利用者数	1	1	1	5	1	
知的障がい者	生活介護	月平均利用量	10,040	9,167	10,341	9,484	10,740
		実利用者数	502	465	522	498	537
	自立訓練	月平均利用量	317	331	317	288	317
		実利用者数	23	19	23	25	23
	就労移行支援	月平均利用量	551	477	570	376	589
		実利用者数	29	26	30	42	31
	就労継続支援 (A型)	月平均利用量	1,273	1,263	1,330	1,352	1,387
実利用者数		69	65	70	82	73	
就労継続支援 (B型)	月平均利用量	6,935	6,604	7,410	7,161	7,885	
	実利用者数	433	350	463	405	493	
就労定着支援	実利用者数	9	18	11	25	14	
精神障がい者	生活介護	月平均利用量	351	415	442	619	533
		実利用者数	27	31	34	56	41
	自立訓練	月平均利用量	630	703	644	620	658
		実利用者数	45	46	46	58	47
	就労移行支援	月平均利用量	915	1,156	930	1,382	945
		実利用者数	61	74	62	151	63
	就労継続支援 (A型)	月平均利用量	2,539	3,366	2,539	3,498	2,539
実利用者数		142	196	142	261	142	
就労継続支援 (B型)	月平均利用量	4,342	4,242	4,667	5,030	4,992	
	実利用者数	334	309	359	466	384	
就労定着支援	実利用者数(人)	23	23	30	47	39	
療養介護	利用実人員(人)	30	29	30	28	30	

(4) 居住系サービス

◆居住系サービスの見込量・実績値

障がい種別／サービス種別		単位(人)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	自立生活援助	利用 実人員	1	0	1	0	1
	共同生活援助 (グループホーム)		13	14	13	20	13
	施設入所支援		50	49	49	50	49
知的障がい者	自立生活援助		1	0	1	0	1
	共同生活援助 (グループホーム)		240	239	260	279	280
	施設入所支援		104	100	103	101	102
精神障がい者	自立生活援助		1	0	1	0	1
	共同生活援助 (グループホーム)		30	59	33	93	36
	施設入所支援		1	3	1	2	1

(5) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

◆計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の見込量・実績値

障がい種別／サービス種別		単位 (人)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	計画相談支援	利用 実人員	61	72	66	79	71
	地域移行支援		1	0	1	1	1
	地域定着支援		1	0	1	0	1
知的障がい者	計画相談支援		207	235	228	266	249
	地域移行支援		1	0	1	0	1
	地域定着支援		1	0	1	0	1
精神障がい者	計画相談支援		247	312	260	325	273
	地域移行支援		4	2	6	1	8
	地域定着支援		1	0	1	0	1
障がい児	計画相談支援	3	2	3	1	3	

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込量・実績値

項目	単位等	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数(回)	1	0	1	1	1	
	関係者参加 人数(人)	保健	1	0	1	2	1
		医療	2	0	4	4	4
		福祉	4	0	6	7	6
		介護	0	0	1	1	1
		当事者	0	0	1	0	1
		家族	0	0	1	0	1
		その他	0	0	0	0	0
	目標設定	本市の精神障がいの現状と課題を抽出し、情報共有を図るとともに、支援のあり方等を検討します。					
	実績	本市の精神障がいの現状の情報共有を行った。					
評価の実施回数(回)	1	0	1	1	1		

(7) 相談支援体制の充実・機能強化等

◆相談支援体制の充実・機能強化等の見込量・実績値

項目	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数 (件)	7	0	7	1	8
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数 (件)	10	0	10	8	10
地域の相談機関との連携強化の取り組み	年間実施回数 (回)	1	0	1	0	1

(8) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

◆障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築の見込量・実績値

項目	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数 (人)	5	13	5	14	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有	有	有
	年間実施回数(回)	3	1	3	2	3
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有	有	有
	年間共有回数(回)	22	5	22	16	22

(9) 理解促進研修・啓発事業

◆理解促進研修・啓発事業の見込量・実績値

事業種別	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

(10) 自発的活動支援事業

◆自発的活動支援事業の見込量・実績値

事業種別	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

(11) 相談支援事業

◆相談支援事業の見込量・実績値

事業種別	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施
障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

(12) 成年後見制度利用支援事業等

◆成年後見制度の見込量・実績値

事業種別	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
成年後見制度 利用支援事業	年間実利用者数 (人)	19	8	24	5	29
成年後見制度法人後見支 援事業*	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

※ 障がい者や高齢者の福祉の観点から、八尾市社会福祉協議会の権利擁護センターで行う後見事業等に対し、支援を行っています。

(13) 意思疎通支援事業等

◆意思疎通支援事業の見込量・実績値

事業種別		単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
意思疎通支 援事業	手話通訳者派遣事業	年間実利用量(件)	480	474	480	475	480
		年間実利用量(時間)	630	524	630	581	630
	要約筆記者派遣事業	年間実利用量(件)	155	56	155	46	155
		年間実利用量(時間)	130	80	130	77	130
	手話通訳者設置事業	年間実設置者数(人)	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		年間実養成講習 修了者数(人)	30	0	30	12	30
※専門性の高い意思疎通支 援を行う者の養成研修事業	手話通訳者養成研修 事業	登録試験合格者数(人)	20	1	20	0	20
		年間実養成講習 修了者数(人)	15	4	15	3	15
	要約筆記者養成研修 事業	登録試験合格者数(人)	5	0	5	0	5
		年間実養成講習 修了者数(人)	10	0	10	0	10
	盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修事業	登録者数、年間実養成 講習修了者数(人)	30	0	30	1	30
	失語症者向け意思疎通 支援者養成研修事業	登録者数、年間実養成 講習修了者数(人)	10	0	10	1	10
※専門性の高い意思 疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	年間実利用量 (件・時間)	「意思疎通支援事業」の手話通訳者派遣事業・要約筆 記者派遣事業の見込みに含んでいます。				
	盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	年間実利用量(件)	100	46	125	29	150
		年間実利用量(時間)	400	218	500	135	600
	失語症者向け意思疎 通支援者派遣事業	年間実利用量(件)	0	0	0	0	0
年間実利用量(時間)		0	0	0	0	0	

※ 大阪府との共同実施のため、見込量は大阪府全体の数値(失語症者向け意思疎通支援者派遣事業については事業の実施予定なし)

(14) 日常生活用具給付等事業

◆日常生活用具給付等事業の見込量・実績値

障がい種別／品目		単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体 障がい者	介護・訓練支援用具	件※	14	18	15	16	16
	自立生活支援用具		52	31	56	32	61
	在宅療養等支援用具		44	49	47	44	52
	情報・意思疎通支援用具		100	38	117	61	136
	排泄管理支援用具		7,240	7,027	7,538	6,807	7,849
	住宅改修費		3	3	3	2	3
知的 障がい者	介護・訓練支援用具		1	0	1	0	1
	自立生活支援用具		4	7	4	5	4
精神 障がい者	自立生活支援用具		1	2	1	0	1
障がい児	介護・訓練支援用具		2	0	2	1	2
	自立生活支援用具		4	5	4	4	4
	在宅療養等支援用具		4	5	4	3	4
	情報・意思疎通支援用具		1	3	1	4	1
	排泄管理支援用具		537	505	556	540	576
	住宅改修費		1	2	1	0	1

※ 年間の給付等の件数

(15) 移動支援事業

◆移動支援事業の見込量・実績値

障がい 種別	単位(人) (時間)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体 障がい者	年間実利用量	70,534	43,239	70,534	41,533	70,534
	年間実利用者数	278	222	278	223	278
知的 障がい者	年間実利用量	69,169	46,175	69,860	52,047	70,558
	年間実利用者数	401	309	405	349	409
精神 障がい者	年間実利用量	18,663	14,557	20,902	17,753	23,410
	年間実利用者数	237	208	265	175	296
障がい児	年間実利用量	2,416	3,065	2,416	3,087	2,416
	年間実利用者数	24	16	24	18	24
事業所数	箇所	219	229	229	236	239

(16) 地域活動支援センター事業

◆地域活動支援センター事業の見込量・実績値

事業種別	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
地域活動支援 センター事業	箇所	10	7	10	7	10
	年間実利用者数(人)	173	141	173	131	173

(17) 広域的な支援事業

◆広域的な支援事業の見込量・実績値

事業種別	単位(回)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
地域生活支援広域調整会議等事業	会議の開催回数	1	0	1	1	1

(18) その他事業

◆その他事業の見込量・実績値

事業種別	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
訪問入浴 サービス事業	箇所	5	3	5	3	5
	延べ利用回数(回)	312	242	327	322	343
日中一時 支援事業	箇所	22	20	23	20	24
	延べ利用回数(回)	1,504	1,834	1,654	3,748	1,819

4. 第2期障がい児福祉計画の成果目標の実績

(1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

① 児童発達支援センターの設置

◆成果目標

令和5年度末(2023年度末)の目標

児童発達支援センターのサービス提供体制の拡充を図ります。

◆実績

医療型及び福祉型児童発達支援センターを各1箇所設置しており、両センターにて障がい児相談支援や保育所等訪問支援等の提供体制の拡充を図りました。児童福祉法改正による児童発達支援センターの機能充実について検討を進め、さらなるセンター機能の強化を進めていきます。

② 保育所等訪問支援の充実

◆成果目標

令和5年度末(2023年度末)の目標

保育所等訪問支援を利用できる体制の拡充を図ります。

◆実績

保育所等訪問支援を実施する事業所は、令和4年度末時点で3箇所あり、医療型及び福祉型児童発達支援センターで受入人数の拡充を図りました。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

◆成果目標

令和5年度末(2023年度末)の目標

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1施設以上、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を2施設以上確保したうえで、必要数に応じて拡充を図ります。

◆実績

令和4年度末時点で、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が4施設あります。今後も高まるニーズに応じた事業所の確保及び体制構築を進めます。

(3) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

◆成果目標

令和5年度末(2023年度末)の目標

医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の充実を図るとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターについて福祉関係1名、医療関係1名を配置します。

◆実績

令和4年度に八尾市医療的ケア児支援のための地域連絡会議を開催しました。医療的ケア児等に関するコーディネーター配置のため、その役割や研修等の参加促進を行いました。引き続きコーディネーターの配置に向け協議を進めていくとともに、課題解決のための具体的取り組みを進めます。

5. 第2期障がい児福祉計画における障がい児支援の実績

(1) 障がい児通所支援、相談支援

◆障がい児支援の見込量・実績値

サービス種別	単位(人日) (人)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
児童発達支援	月平均利用量	3,134	3,930	3,228	4,101	3,324
	実利用者数	256	331	263	470	270
医療型 児童発達支援	月平均利用量	259	170	271	193	284
	実利用者数	28	19	30	27	31
放課後等 デイサービス	月平均利用量	7,186	7,534	7,832	8,347	8,536
	実利用者数	536	566	578	707	624
保育所等 訪問支援	月平均訪問回数(回)	27	29	38	39	49
	実利用者数	14	24	19	49	24
居宅訪問型 児童発達支援	月平均訪問回数(回)	2	1	2	0	2
	実利用者数	1	1	1	0	1
障がい児 相談支援	月平均利用人数(人)	45	65	63	91	88

(2) 障がい児の保護者への支援や当事者間のサポート活動

◆障がい児の保護者への支援や当事者間のサポート活動の見込量・実績値

項目	単位(人)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	年間受講者数	20	0	23	0	25
ペアレントメンターの人数	年度末時点の人数	0	0	1	0	1
ピアサポート活動への参加人数	年間参加人数	25	10	25	0	25

6. 子ども・子育て支援等の実績

(1) 子ども・子育て支援等

◆子ども・子育て支援等の見込量・実績値

項目	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
子ども・子育て支援等の見込量	人	374	397	376	424	378

(2) 教育・保育給付等

◆教育・保育給付等の見込量・実績値

項目	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	
教育	幼稚園・認定こども園 (満3歳以上)(1号)	人	2,490	2,358	2,400	2,258	2,330
保育	保育所・認定こども園 (満3歳以上)(2号)	人	3,510	3,652	3,560	3,706	3,640
	保育所・認定こども園 等(満3歳未満)(3号)	人	2,720	2,715	2,790	2,807	2,800
延長保育事業(時間外保育事業)		人	2,800	2,116	2,850	2,138	2,900
放課後児童健全育成事業(放課後 児童室事業)		人	4,000	3,491	4,200	3,421	4,400
乳児家庭全戸訪問事業(こんにち は赤ちゃん訪問)		人	1,870	1,749	1,840	1,671	1,800
養育支援訪問事業		人	50	31	50	22	50
地域子育て支援拠点事業		人回	39,500	25,261	39,000	26,825	38,500
一時預かり事業		人日	100,000	70,987	100,000	90,972	100,000

第3章 第7期計画等の基本理念及び基本的な考え方

1. 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本理念

本市では、障がい者の重度化・高齢化や社会情勢の変化を背景に、障がい福祉サービスや障がい児支援を利用する人が増加しているとともに、相談内容が多様化・複雑化し、障がい者・高齢者・子ども等といった分野ごとの対応では解決することが困難な課題が増えつつあります。

これらの課題を解決するために、地域での生活を支えるサービス等の提供をはじめ、さまざまな相談に対応できる体制等の整備が求められています。

第7期計画等の策定にあたり、国の基本指針では、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等」、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」、「地域共生社会の実現に向けた取り組み」、「障がい児の健やかな育成のための発達支援」、「障がい福祉人材の確保・定着」及び「障がい者の社会参加を支える取組定着」の基本理念を定めています。

また、大阪府では、「人が人間(ひと)として支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に、基本原則として「障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持」「多様な主体の協議による地域づくり」「あらゆる分野における大阪府全体の底上げ」「合理的配慮によるバリアフリーの充実」「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」を定め、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供するための体制の整備等を進めています。

本市においても、一人ひとりが尊重され、お互いの多様性を認めながら、それぞれが役割をもち支え合うことで自分らしく活躍する社会をめざし、障がいの有無にかかわらず、すべての人が、自己決定が尊重され社会参加と自己実現を図りながら、住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、国の基本指針や大阪府の基本理念等に基づき、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の計画的な整備を図ります。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービス、その他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

障がい者等が身近な地域で障がい福祉サービス等を受けられることができるよう、市をサービス提供等の実施主体の基本とします。また、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。)、難病患者等及び障がい児を対象として、障がい福祉サービス等の充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活へのサービス基盤の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤を整備するとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステム(仕組み)を実現するため、身近な地域における地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスなど、地域の社会資源を活用した基盤整備を進めます。

特に、障がい者の重度化・高齢化に伴う親なきあと等の課題解決のためには、地域生活支援拠点等の整備が重要であり、地域での暮らしや自立に対する支援等を進めるために、本市の地域生活支援拠点等の整備方針に掲げる取り組みについて、運用状況の検証等を行い、さらなる機能充実を図ります。

また、精神障がいにおける長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、地域における精神保健や医療、福祉の一体的な取り組みの推進に加え、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組みます。また、八尾市地域福祉計画や八尾市重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、「地域の相談等を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機能協働の中核的機能や伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援」、「相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援」、「コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援」といった包括的な支援体制の構築を推進します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要となります。

障がい児及びその家族に対する支援として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、大阪府と連携した適切な支援等を通じて、地域支援体制の構築をめざします。

また、障がい児のライフステージに応じて、地域の保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関の連携を強化し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児支援を利用することにより、障がい児が地域の保育・教育等の支援を受けることができ、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

加えて、医療的ケア児に対する支援においては、包括的な支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とあわせて、それを担う人材を確保していく必要があります。そのため専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、障がい福祉現場における

ハラスメント対策や ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減・業務の効率化を推進します。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであり、その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会をめざすことが重要です。特に、関係部局と連携し、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を図ります。

さらに、関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図ります。

2. 基本的な考え方

(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保について

障がい福祉サービスの提供体制の確保については、基本理念に基づき、次に掲げる点に配慮して、必要なサービス提供体制の充実を図ります。

① 訪問系サービスの保障

訪問系サービスは、障がい者等の地域生活を支えるうえで、中心的な役割を担うサービスとなります。特に、障がい者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障がい者の増加等に伴い、サービス利用者の支援ニーズが多様化しており、必要なサービス量を確保するとともに、個々のニーズに応じたサービス提供体制の充実を図ります。

② 日中活動系サービスの保障

障がい者等の社会参加の促進に向け、障がい者等の多様なニーズに応じて適切な日中活動の場を提供できるよう、多様なサービス提供体制を確保するとともに、サービスの質の向上を図ります。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームについて、重度障がい者の受入ができる環境整備を進めるといった充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進します。

また、地域生活支援拠点等の機能をさらに強化するため、拠点機能を担うコーディネーター等の配置を行うなどの支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進や就労定着支援事業等の活用により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就職後の職場定着への支援を強化するため、関係機関等とも連携し、就労支援ネットワークの充実・強化を図ります。

⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者及び難病患者の支援ニーズを把握するとともに、地域課題の整理や地域資源の開発等を通じた支援体制の整備を図る必要があります。特に支援を要する強度行

動障がい者を有する者の把握に加え、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携したサービスにつながっていない在宅者の把握、高次脳機能障がい者を有する者の支援ニーズの把握、難病患者の多様な症状や障がいなどの特性に配慮し、医療や教育、保健といった専門機関と連携した障がい福祉サービスの利用も含む支援体制の整備を図ります。

(2) 相談支援の提供体制の確保について

相談支援の提供体制の確保については、基本理念に基づき、次に掲げる点に配慮して、相談支援体制等の充実を図ります。

① 相談支援体制の構築

障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題がある中で、相談支援事業については、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携に努めます。

また、基幹相談支援センターの機能を活用し、相談支援を行う人材の育成支援、アセスメント・モニタリングの質の向上による個別事例における専門的な指導や助言等を行います。

指定特定相談支援事業所や委託相談支援事業所等の連携体制の整備を進めるとともに、基幹相談支援センターが各相談支援事業所等への助言や人材育成を行い、地域づくりを推進することができる相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、ICTの活用によるオンライン相談など、気軽に相談できる手法について検討を進めます。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者等の受け皿として計画的に地域移行に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

また、地域生活の定着や継続のために、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

③ 発達障がい者等に対する支援

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者やその家族等に対する支援体制を確保します。

また、療育・保育・教育に最大限活かせるよう、発達障がいの診断や支援等を専門的に行うことができる機関等との連携を図ります。

④ 八尾市地域自立支援協議会の活性化

障がい者等が安心して地域で生活できるよう、事業所間の連携、障がい当事者等の積極的な参画、府内等の好事例の共有などを進め、八尾市地域自立支援協議会等のさらなる機能の充実を図ります。

また、医療的ケア児の支援や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実等を進め、支援体制のさらなる整備を図ります。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保について

障がい児支援の提供体制の確保については、基本理念に基づき、次に掲げる点に配慮して、相談支援体制等の充実を図ります。

① 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援については、障がい児の障がい種別や年

年齢等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要となります。

とりわけ、児童発達支援センターについては、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として、「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能」「地域の障がい児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」「地域のインクルージョン推進の中核としての機能」「地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能」の4つの機能を充実させ、点在する地域資源の重層的な支援体制の整備を図ります。加えて保育所等訪問支援事業等を効果的に実施することで、認定こども園等や放課後児童健全育成事業(放課後児童室)、小中学校及び支援学校等の育ちの場とつながる、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

また、障がい児通所支援事業所は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化、さらには安全性の確保を図る取り組みを進めます。

② 保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援等の体制整備にあたっては、認定こども園や保育所、放課後児童健全育成事業(放課後児童室)等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。

障がい児の早期発見、早期支援及び健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、子育て支援担当部局や保健部局、教育委員会、こども家庭センター等との連携体制の強化を図ります。

また、障がい児支援等が適切に行われるために、就学時及び卒業時等において、支援を円滑に引き継げるよう、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るなど、発達段階に応じた切れ目のない一貫した支援体制を構築し、効果的な支援に取り組みます。

さらに、府立福祉情報コミュニケーションセンター等の関係機関と連携することなどにより、難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援に努めます。

③ 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小中学校及び特別支援学校に対し、障がい児及び家族の支援に関する専門的支援や助言等を行う機能の充実を図り、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築を図ります。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児及び医療的ケア児が、身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の活用等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

とりわけ、医療的ケア児については、心身の状況に応じた保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所、認定こども園や保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場の設置等による支援体制の構築が重要となります。さらに、関連分野の支援を調整するコーディネーター等の配置により、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための体制づくりを推進します。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児をはじめ、虐待を受けた障がい児等に対し、適切な支援が行えるよう、関係機関との連携を強化するとともに、人材育成等の実施により、支援体制の専門性の強化を図ります。

⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対して継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる役割を担っています。

一方で、障がい児支援においては利用できるサービスが限られていることなどから、保護者等の支援によるセルフプランが大半を占めているのが実情です。このため、障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても利用を促進するとともに質の向上を図ります。さらに、児童発達支援センターに求められる「地域の発達支援に関する入口としての相談機能」を充実することで、支援の提供体制の強化に取り組みます。

第4章 第7期八尾市障がい福祉計画

1. 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

今後、障がい者の地域移行を進めていくうえでは、地域での受け皿となる重度障がい者の受入が可能なグループホームの設置や短期入所事業所の増加、日中の居場所や就労先の確保をはじめ、相談支援機能の充実、地域での生活を体験する機会や場の創出等の幅広い支援が必要です。

また、障がい者やその家族の高齢化等の影響により複雑化・多様化する支援ニーズへの対応や医療対応も含めた緊急時の支援体制、入所施設とグループホームとの支援のあり方といった暮らしの場の課題に対する地域での支援体制の充実が求められています。入所施設等の社会資源も含め、グループホームや短期入所への看護師配置や訪問看護ステーション等の地域医療との連携を視野に入れた支援体制を検討していく必要があります。

【国及び府の基本指針】

○地域移行者数

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

○施設入所者の削減数

令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の1.7%以上削減することを基本として成果目標を設定する。

本市における令和4年度末(2022年度末)の施設入所者数は144人となっています。令和8年度末(2026年度末)において、9名以上の地域移行をめざし、あわせて施設入所者数の削減目標は3人以上とします。

◆成果目標

	令和4年度末(2022年度末)実績	令和8年度末(2026年度末)の目標
①施設入所者数	144人	141人
削減数 [削減率]	—	3人 [1.7%以上]
②地域移行者数 [移行率]	—	9人 [6%以上]

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、本市を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共存できる包括的な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。

これらを踏まえ、本市においては精神障がい者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていくことが必要です。

【国及び府の基本指針】

○退院後1年以内の地域での平均生活日数

令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均日数を 325.3 日以上とする。

○長期入院患者数

令和8年6月時点での精神病床における1年以上の長期入院患者を 7,340 人(入院前住所地が不明・他府県の者は除く)とし、市町村においては、この目標値を1年以上の長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定する設定する。

○早期退院率

令和8年度の精神病床における退院率を3ヶ月時点 68.9%以上、6ヶ月時点 84.5%以上、12ヶ月時点 91.0%以上とする。

令和3年(2021年)6月末時点での府内の長期入院患者数は 8,209 人となっており、そのうち、本市の長期入院患者数は 177 人となっています。(本市割合:2.15%)

令和8年(2026年)6月末時点における本市の長期入院患者の見込者数の算出につきましては、府内の令和8年(2026年)6月末時点の長期入院患者見込者数 7,340 人に本市割合 2.15%を乗じたものとします。

なお、「退院後1年以内の地域での平均生活日数」「早期退院率」は大阪府のみでの成果目標となります。

◆成果目標

項目	令和8年6月末(2026年6月末)の目標
長期入院患者数	令和8年6月末(2026年6月末)における精神障がい者の精神病床における1年以上の長期入院患者数を158人以下とします。

(3) 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国及び府の基本指針】

令和8年度末までの間、各市町村(複数市町村による共同整備も含む)において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

本市における地域生活支援拠点等は、基幹相談支援センター及び障害者総合福祉センターを中核として面的に機能を充実します。また、八尾市地域自立支援協議会において、毎年運用状況を検証し、引き続き本市に求められる機能の充実について検討します。

◆成果目標

令和8年度末(2026年度末)の目標

地域生活支援拠点等の機能の充実を図るために、年1回以上、運用状況について検証します。

○本市の地域生活支援拠点等について

本市の地域生活支援拠点等の整備については、地域の社会資源や関係機関が連携して必要な支援につないでいく「基幹相談支援センター及び障害者総合福祉センターを中心とした面的整備」を基本としており、地域生活支援拠点等の整備方針としては、本市の実態に即して「多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談支援体制の充実」、「夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実」、「障がい者の重度化・高齢化に対応した支援体制の充実」、「障がい者等の自立に向けた支援体制の充実」を掲げています。

第6期計画期間では「夜間等の緊急時に対応するための支援体制」と「障がい者の重度化・高齢化に伴う医療的な対応を必要とする障がい者の支援体制」「多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談体制」の整備を行いました。第7期計画期間では整備を進めた取り組みのさらなる充実を進めるとともに、「多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談支援体制の充実(支援体制の質の向上を図るための専門的人材の確保に向けた研修会や情報共有の場の提供)」「障がい者等の自立に向けた支援体制の充実(グループホームにおける支援の質の向上、主に精神病床における入院患者等の自立に向けた暮らしの場と体験の機会の確保)」の整備を進め、拠点機能の充実を図ります。

◆夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実

- 拠点にて支援を行う障がい者等の事前登録制の実施
- 基幹相談支援センター及び障害者総合福祉センターにおける夜間等も含めた相談受付の実施
- 障害者総合福祉センターをはじめ、入所施設や短期入所事業所と連携した医療的ケアにも対応した緊急時の受け入れ体制の実施

◆障がい者の重度化・高齢化に対応した支援体制の充実

- グループホームにおける医療機関等との連携による健康管理体制の確保

◆多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談支援体制の充実

- 基幹相談支援センターを中心とした事業所間連携の強化
- 支援体制の質の向上を図るための専門的人材の確保に向けた研修会や情報共有の場

◆障がい者の自立に向けた支援体制の充実

- 採用時も含めた支援者の研修等をはじめとしたグループホームにおける支援の質の向上
- 主に精神病床における入院患者等の自立に向けた暮らしの場と体験の機会の確保

本市の地域生活支援拠点等の整備方針

◆多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談支援体制の充実

- ・基幹相談支援センター等を中心とした事業所間の連携
- ・支援体制の質の向上を図るための専門的人材の確保に向けた研修会や情報共有の場

◆夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実

- ・夜間等の緊急時に対応できる相談支援機能と連絡調整を行うコーディネート機能
- ・夜間等の緊急時の受け入れ機能

◆障がい者等の重度化に対応した支援体制の充実

- ・医療的ケアも可能な緊急時の受け入れ機能
- ・医療・保健分野と連携した支援体制

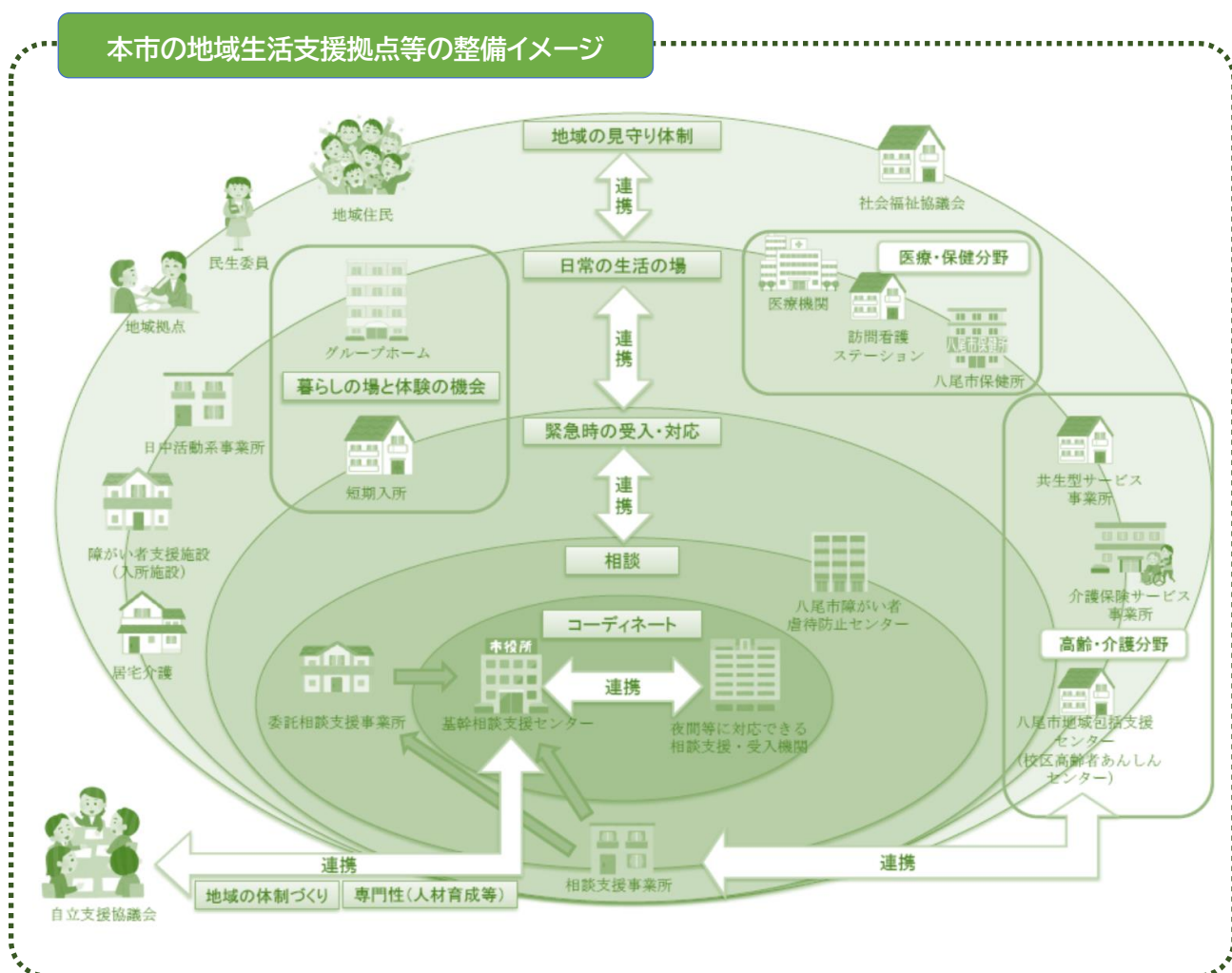
◆障がい者の高齢化に対応した支援体制の充実

- ・高齢化に伴う適切な支援に向けた相談支援専門員とケアマネジャーとの連携
- ・高齢・介護分野と連携した支援体制

◆障がい者等の自立に向けた支援体制の充実

- ・自立に向けた暮らしの場と体験の機会の確保
- ・多様な暮らしの場の確保
- ・地域の見守りによる支援体制

本市の地域生活支援拠点等の整備イメージ



②強度行動障がい者を有する者に対する支援体制の充実

【国及び府の基本指針】

令和8年度末までに、強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、以下の目標を設定する。

- 各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施
- 圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル(令和4年3月)を参考とした取組を実施

◆成果目標

令和8年度末(2026年度末)の目標

強度行動障がい者の支援ニーズ等に関する調査を実施し、調査結果等に基づいた取組を検討する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行においては、就労移行支援事業及び就労定着支援事業の利用者数は増加しており、今後も利用者数の増加が期待できます。

一方で、受け入れ先企業が少ないこと等が課題となっています。地域の企業での理解や障がい特性に応じた業務内容や短時間労働など、障がい者が働きやすい職場環境の充実が必要となっています。また、一般就労したものの、早期で離職するケースも珍しくはない状況であり、就労定着支援事業の強化及び地域企業等の啓発が必要です。

今後に向けては、就労定着支援事業の活用を図りながら、一般就労移行に伴い生じる生活面の課題のサポート等、就労定着に向けた取組みの充実を図るとともに、ジョブコーチによる定期的な職場訪問や相談支援等による長く働き続けるための支援を検討していく必要があります。

また、平均工賃の向上については、企業との連携による安定的で継続的な作業の確保と市場に通用する商品やサービスの提供など、収益性を高める取組が必要であるとともに、利用者の就労意欲の向上など、個々の事業所における提供能力の向上に向けた取組が必要です。

さらに、本市においても率先して障害者優先調達法に基づく物品等の購入を行うことや、優先調達活用の普及・啓発等、官公需を促進する取組が必要です。

【国及び府の基本指針】

○就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

令和8年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とし、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上とすることを基本とする。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とする。

○就労定着支援の利用者数

就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。

○就労定着支援の就労定着率

令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めるよう、市町村へ働きかける。(全市町村に設置)

○就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額

国の基本指針において、工賃に関する指針はなく、令和3年度の各事業所の目標額と達成状況(実績額)を基に、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定する。

① 福祉施設から一般就労への移行

◆就労移行支援等を通じた一般就労移行者数の成果目標

令和3年度末(2021年度末)の一般就労移行者数	令和8年度末(2026年度末)の目標	
77人	99人	令和3年度(2021年度)対比 1.28倍以上

	令和3年度末(2021年度末)実績		令和8年度末(2026年度末)の目標
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	39人	→	52人 令和3年度(2021年度)対比 1.31倍以上
就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	30人	→	40人 令和3年度(2021年度)対比 1.29倍以上
就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	5人	→	7人 令和3年度(2021年度)対比 1.28倍以上

令和8年度末(2026年度末)の目標

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とする。

② 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

◆就労定着支援事業の利用者数の成果目標

令和3年度末(2021年度末)の 就労定着支援事業の利用者数	令和8年度末(2026年度末)の目標	
48人	68人	令和3年度(2021年度)対比 1.41倍以上

◆事業所ごとの就労定着率の成果目標

令和8年度末(2026年度末)の目標
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

③ 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額

◆成果目標

	令和3年度末 (2021年度末)実績	→	令和8年度末(2026年度末)の目標
就労継続支援(B型)事業所における平均月額工賃	13,615円		14,391円

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国及び府の基本指針】

- 令和8年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置(複数市町村による共同設置含む)するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を各市町村において確保する。
- また、令和8年度末までに、全ての市町村の協議会(複数市町村による共同設置含む)において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。
- 府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組みを促進する。

本市における基幹相談支援センターは、平成28年度(2016年度)から設置しており、障がい福祉に関する総合的な相談支援を行い、保健師や臨床心理士等の有資格者による専門的な相談にも対応しています。本市

の地域生活支援拠点等の中核を担う同センターは、八尾市地域自立支援協議会や地域の障がい福祉サービス事業所をはじめ、各分野の関係機関と連携を進めながら、本市の実情に応じた支援体制の充実・強化を図ります。

◆成果目標

令和8年度末(2026年度末)の目標
<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹相談支援センターを中心に事業所間連携を強化し、緊急時にも対応した相談支援体制の充実・強化を図ります。 ● 八尾市地域自立支援協議会において、参画する事業所数を増やし、地域における支援体制の充実・強化を図ります。

【本市の相談支援の考え方】

○地域生活支援拠点等における中核機能

- 地域生活支援拠点等の中核機能として、事前登録制による緊急時の相談・受付から受け入れ施設につながるなど、緊急時の支援体制の役割を担います。
- 基幹相談支援センター機能を専門的・総合的に拡充しながら、地域の関係機関との連携強化による相談支援体制を構築します。
- 支援体制の質の向上を図るため、専門的人材の確保に向けた研修会の参加促進や主任相談専門員の育成等を行います。

○地域共生社会に向けた重層的な相談支援体制の構築

- 障がい者だけでなく、生活上の困難を抱える高齢者や子どもなどが地域において安全・安心な生活を送ることができるよう、地域共生社会の実現をめざした包括的な支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

【国及び府の基本指針】

令和8年度末までに、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、大阪府において下記の目標を設定する。

- 障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
- 「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。
- 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。

国の基本指針の趣旨を踏まえ、府において相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成するとともに意思決定支援に関する研修を推進することを目標とする。

集団指導の場を活用し、報酬請求に係るエラーの多い項目等について注意喚起を行います。また、サービスの質の確保を図るにあたり庁内で連携し、給付の適正化や不正請求を未然に防止する観点から、実地指導等を強化します。

◆成果目標

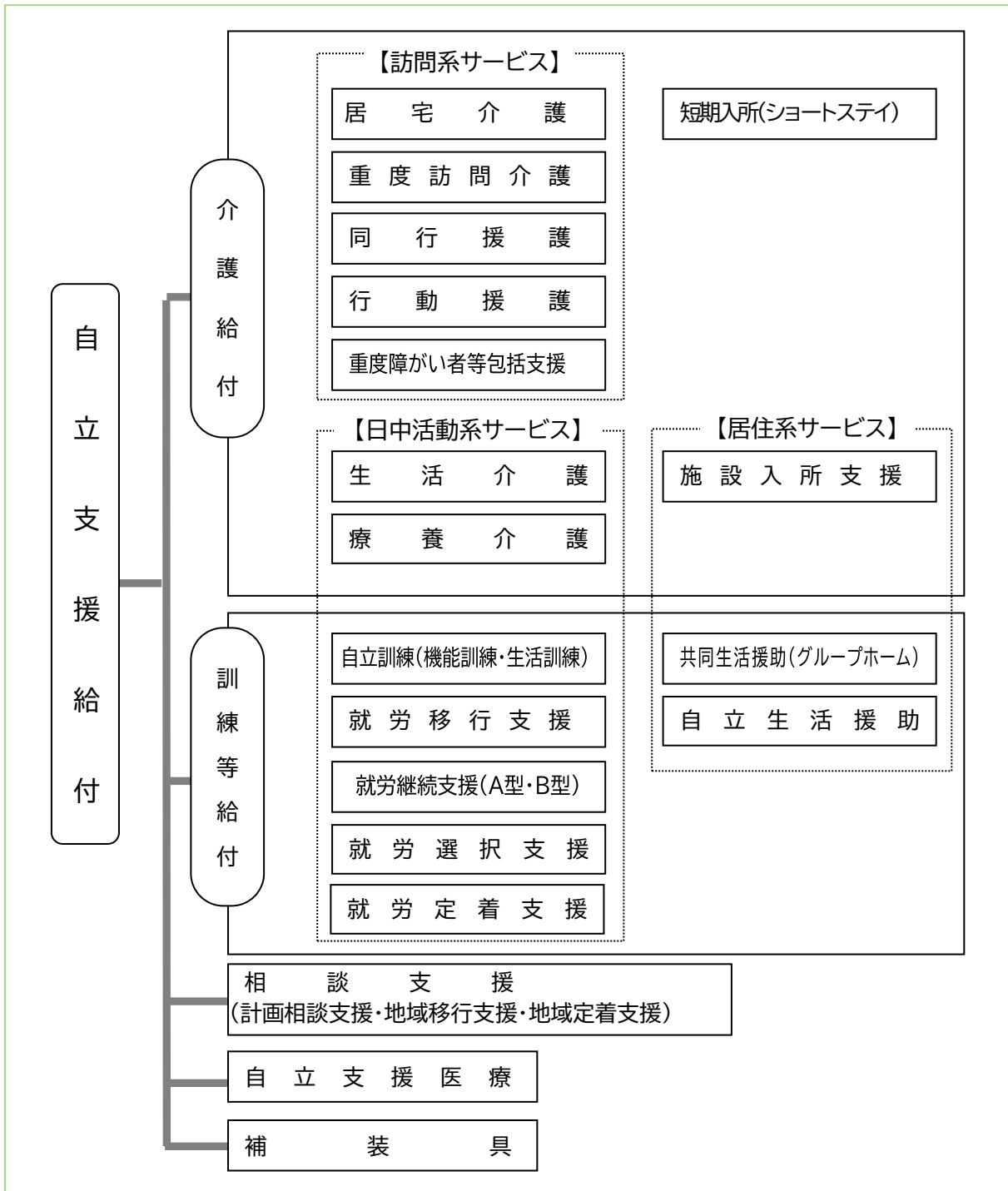
令和8年度末(2026年度末)の目標

実地指導の強化を図り、その指摘事項や処分内容等を市内障がい福祉サービス等事業所と共有することで質の向上を図ります。

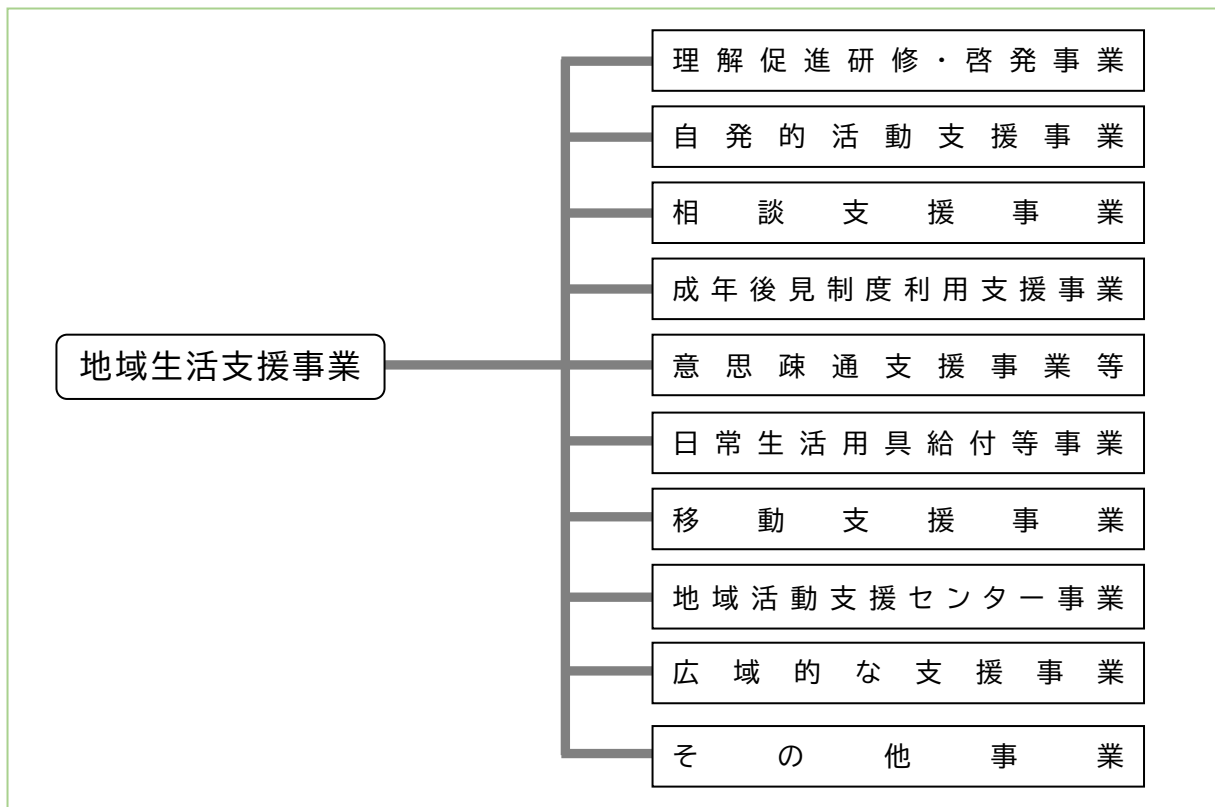
2. 障がい福祉サービス等の体系と見込量算出の考え方

(1) 障がい福祉サービス等の体系

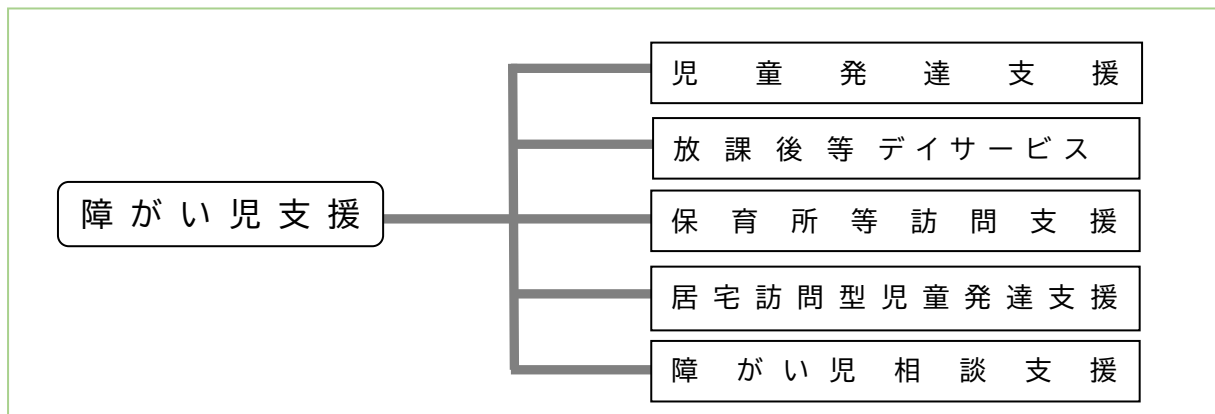
障がい福祉サービス



地域生活支援事業



障がい児支援



(2) 見込量算出の基本的な考え方

本市では、国の基本指針や大阪府が示す「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」に基づき、これまでの実績を踏まえ、障がい福祉サービス等の見込量を算出することとしました。算出する際には、障がい者へのアンケート調査や事業所アンケート調査の回答、八尾市地域自立支援協議会からの意見などから想定されるニーズ量と供給量を加味しています。また、サービスの提供体制の整備を進めるためには、大阪府全域で捉え、一体的に取り組む必要もあることから、大阪府と連携し調整を行いました。

3. 障がい福祉サービス等の見込量と方策

(1) 障がい福祉サービスの見込量と方策

① 訪問系サービス

居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事等の介助を行うサービス
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助を行うサービス
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方が行動する際に、必要な介助や外出時の移動の補助等を行うサービス

◆月あたりの見込量

障がい種別／サービス種別		単位(時間) (人)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	居宅介護	サービス見込量	8,604	9,895	11,379
		実利用見込者数	297	341	392
	重度訪問介護	サービス見込量	6,103	7,568	9,384
		実利用見込者数	29	35	44
	同行援護	サービス見込量	2,818	2,959	3,107
		実利用見込者数	128	135	141
知的障がい者	居宅介護	サービス見込量	7,338	9,026	11,102
		実利用見込者数	386	475	584
	重度訪問介護	サービス見込量	712	712	712
		実利用見込者数	1	1	1
	行動援護	サービス見込量	823	1,045	1,327
		実利用見込者数	30	39	49

障がい種別／サービス種別		単位(時間) (人)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
精神障がい者	居宅介護	サービス見込量	10,548	12,552	14,937
		実利用見込者数	659	785	934
	重度訪問介護	サービス見込量	223	223	223
		実利用見込者数	1	1	1
	行動援護	サービス見込量	8	8	8
		実利用見込者数	1	1	1
障がい児	居宅介護	サービス見込量	461	465	470
		実利用見込者数	19	19	20
	同行援護	サービス見込量	15	15	15
		実利用見込者数	1	1	1
	行動援護	サービス見込量	10	10	10
		実利用見込者数	2	2	2

○見込量算出の背景

【現状の分析】

訪問系サービスの利用実績は、近年増加傾向にあります。第6期の達成状況を見ると、利用量、実利用者数ともに増加傾向が見られます。

【市民アンケート調査の結果】

現在、サービスを利用していない方の利用意向を見ると、「居宅介護」では「身体障がい者」の26.1%、「知的障がい者」の17.1%、「精神障がい者」の19.7%、「重度訪問介護」では「身体障がい者」の13.0%、「知的障がい者」の9.4%、「精神障がい者」の5.2%、「行動援護」では「身体障がい者」の12.6%、「知的障がい者」の10.8%、「精神障がい者」の13.6%が「利用したい」と回答しており、居宅介護の利用意向が比較的高くなっています。

また、利用中の方の利用意向を見ると、「居宅介護」では「身体障がい者」の17.2%、「知的障がい者」の28.6%、「精神障がい者」の20.0%、「重度訪問介護」では「身体障がい者」の12.5%、「知的障がい者」の20.0%、「行動援護」では「身体障がい者」の9.5%、「知的障がい者」の41.7%が「増やしたい」と回答しています。

また、障がい児ではサービスを利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人は「居宅介護」が10.2%、「同行援護」が11.5%、「行動援護」が22.5%となっています。

【事業所アンケート調査の結果】

訪問系サービスについて、令和8年度（2026年度末）までに、「居宅介護」「重度訪問介護」については、利用量が横ばい、また「同行援護」については、減少と見込んでいる事業所が多い傾向にあります。

○見込量確保のための方策

居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスは、障がい者等の在宅生活を支えるうえで中心的な役割を担うものであり、重度化・高齢化する障がい者等の多様な支援ニーズに応じたサービス提供体制を確保することが必要です。介護保険優先の原則においても個別の事情を勘案し、本人の生活に支障が出ることのないよう柔軟な利用に向けた調整を図ります。

また、個々の障がい特性に対応できる専門的人材の確保や支援の質の向上が必要であり、基幹相談支援センターを中心に事業所間連携を進め、情報共有を図ることや研修の実施等を積極的に行います。

一方で、介護職員の人手不足が慢性的に発生していることや、職員が定着せず知識や技術の継承が難しいといった課題があがっています。ICT等を活用した業務効率化や業務負担軽減などの環境整備を推進する必要があります。

② 短期入所

短期入所(ショートステイ)

在宅の障がい者等を介護する方が病気の場合等に、障がい者等が施設に短期間入所し、入浴・排泄・食事の介護等を行うサービス

◆月あたりの見込量

障がい種別	単位(人日) (人)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	サービス見込量	222	258	294
	実利用見込者数	37	43	49
知的障がい者	サービス見込量	1,075	1,240	1,405
	実利用見込者数	215	248	281
精神障がい者	サービス見込量	15	18	21
	実利用見込者数	5	6	7
障がい児	サービス見込量	184	236	288
	実利用見込者数	46	59	72

○見込量算出の背景

【現状の分析】

短期入所については、実利用者数の増加が見られます。

身体障がい者で利用の増加がみられますが、事業所数が限られていることや、高齢介護者の長期入院等による障がい者の慢性的な短期入所の利用もあって、安心した暮らしの場が不足している状況です。

短期入所は、地域生活支援拠点等の重要な機能として、医療的ケアをはじめとする緊急時の受け入れ先となることから、本市では地域生活支援拠点等の機能充実に向け、引き続き短期入所のサービス提供体制を充実する必要があります。

【市民アンケート調査の結果】

現在、短期入所を利用していない方の利用意向を見ると、「身体障がい者」の23.3%、「知的障がい者」の28.0%、「精神障がい者」の15.4%、「障がい児」の35.2%が今後利用したいと回答しています。

また、現在利用中の方の利用意向では「知的障がい者」の33.3%「障がい児」の72.7%が「増やしたい」と回答しています。

【事業所アンケート調査の結果】

短期入所を実施している事業所においては、令和8年度のサービス量を対令和4年度比、136.2%と見込んでいます。

○見込量確保のための方策

短期入所は、障がい者等の地域での安心した暮らしや自立を支えるための重要なサービスであり、特に緊急時の受け入れや医療的ケアを要する重度障がい者の受け入れ体制の確保が必要です。本市では、地域生活支援拠点等の整備に向け、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用しながら、緊急時の受け入れや医療的ケアを必要とする重度障がい者を受け入れることができる事業所の設置を促進します。

③ 日中活動系サービス

生活介護

常に介護が必要な方に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動等の機会を提供するサービス

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス

就労移行支援

通常の事業所(会社)で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス

就労継続支援A型(雇用契約有)

通常の事業所(会社)で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス

就労継続支援B型(雇用契約無)

通常の事業所(会社)で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス

就労選択支援

障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス

就労定着支援

一般就労後、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている障がい者に対して、安定した就労が続けられるよう、生活面等の支援を行うサービス

療養介護

医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービス

◆月あたりの見込量

障がい種別／サービス種別		単位(人日) (人)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	生活介護	サービス見込量	2,851	2,851	2,851
		実利用見込者数	178	178	178
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	サービス見込量	14	14	14
		実利用見込者数	2	2	2
	就労移行支援	サービス見込量	127	161	205
		実利用見込者数	13	16	20
	就労継続支援A型 (雇用契約有)	サービス見込量	1,175	1,175	1,175
		実利用見込者数	73	73	73
	就労継続支援B型 (雇用契約無)	サービス見込量	1,368	1,518	1,685
		実利用見込者数	98	108	120
就労選択支援	実利用見込者数		10	15	
就労定着支援	実利用見込者数	7	9	11	
知的障がい者	生活介護	サービス見込量	9,840	10,234	10,643
		実利用見込者数	518	539	560
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	サービス見込量	348	404	468
		実利用見込者数	29	34	39
	就労移行支援	サービス見込量	484	619	793
		実利用見込者数	54	69	88
	就労継続支援A型 (雇用契約有)	サービス見込量	1,338	1,365	1,392
		実利用見込者数	84	85	87
	就労継続支援B型 (雇用契約無)	サービス見込量	7,727	8,191	8,683
		実利用見込者数	429	455	482
就労選択支援	実利用見込者数		20	30	
就労定着支援	実利用見込者数	32	39	46	
精神障がい者	生活介護	サービス見込量	875	1,242	1,764
		実利用見込者数	80	113	160
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	サービス見込量	695	758	826
		実利用見込者数	63	69	75
	就労移行支援	サービス見込量	1,644	1,990	2,408
		実利用見込者数	183	221	268
	就労継続支援A型 (雇用契約有)	サービス見込量	4,038	4,805	5,718
		実利用見込者数	311	370	440
	就労継続支援B型 (雇用契約無)	サービス見込量	5,536	5,979	6,457
		実利用見込者数	503	544	587
就労選択支援	実利用見込者数		3	5	
就労定着支援	実利用見込者数	65	83	101	
療養介護	実利用見込者数	28	27	27	

○見込量算出の背景

【現状の分析】

「生活介護」では、「精神障がい者」の利用者数が増加しています。

「就労移行支援」「就労定着支援」では、いずれの障がい種別も利用者数が増加していますが、特に、「精神障がい者」の増加が目立っています。

「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」はいずれの障がい種別も増加傾向にありますが、「身体障がい者」「知的障がい者」については見込量を下回っているものもある一方で、「精神障がい者」は見込量よりも多い実績となっています。

【市民アンケート調査の結果】

サービスを利用していない方の利用意向を見ると、「生活介護」では「身体障がい者」の 20.2%、「知的障がい者」の 8.3%、「精神障がい者」の 17.2%、「自立訓練」では「身体障がい者」の 19.3%、「知的障がい者」の 8.0%、「精神障がい者」の 21.0%、「就労移行支援」では「身体障がい者」の 8.3%、「知的障がい者」の 10.1%、「精神障がい者」の 23.5%、「就労継続支援 A 型」では「身体障がい者」の 8.9%、「知的障がい者」の 13.6%、「精神障がい者」の 22.3%、「就労継続支援 B 型」では「身体障がい者」の 6.8%、「知的障がい者」の 4.2%、「精神障がい者」の 17.9%、「就労定着支援」では「身体障がい者」の 8.9%、「知的障がい者」の 11.4%、「精神障がい者」の 26.7%が「利用したい」と回答しています。

サービスを利用中の方の利用意向を見ると、「生活介護」では「身体障がい者」の 23.3%、「知的障がい者」の 26.7%、「精神障がい者」の 17.2%、「自立訓練」では「身体障がい者」の 19.3%、「知的障がい者」の 8.0%、「精神障がい者」の 25.0%、「就労移行支援」では「知的障がい者」の 12.5%、「精神障がい者」の 25.0%、「就労継続支援 A 型」では「知的障がい者」の 15.4%、「精神障がい者」の 8.3%、「就労継続支援 B 型」では「身体障がい者」の 6.7%、「知的障がい者」の 9.7%、「精神障がい者」の 21.7%、「就労定着支援」では「知的障がい者」の 20.0%が「増やしたい」と回答しています。

また、「療養介護」ではサービスを利用していない「障がい者全体」の 13.0%が利用したい、利用している「障がい者全体」の 20.0%が増やしたいと回答しています。「就労移行支援」「就労定着支援」「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」については、特に「精神障がい者」の利用意向が顕著に高くなっています。

【事業所アンケート調査の結果】

就労支援サービスを提供している事業所においては、令和 8 年度(2026 年度)には、概ね 10~20%の増を見込んでいます。特に「就労継続支援 B 型」は 20%以上の増加を見込んでいます。

○見込量確保のための方策

日中活動系サービスは、障がい者の日中の居場所づくりや就労など、地域で自立した日常生活を送るために欠かせない事業です。地域移行の進展に伴い、今後より一層、利用ニーズが高まるものと推測しており、多様な利用者ニーズに対応できるサービス提供体制の確保を図ります。また、「就労選択支援」が令和 6 年度から新たに創設されることや、就労定着率を伸ばすことが重要視されており、よりきめ細やかな支援が必要とされます。

今後も障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等の販路拡大を図るとともに、八尾・柏原障害者就業・生活支援センターに委託している障がい者就労支援推進事業を通じ、事業所等に対し企業側が求める人材や技術に関する講習等を実施します。

④ 居住系サービス

<p>自立生活援助</p> <p>障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方等に対し、定期的な巡回訪問や随時対応により、地域生活を支援するために障がい者の理解力や生活力等を補うためのサービス</p> <p>共同生活援助(グループホーム)</p> <p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス</p> <p>施設入所支援</p> <p>主として夜間、施設に入所する障がい者に対し、入浴・排泄・食事の介護等の支援を行うサービス</p>

◆月あたりの見込量

障がい種別／サービス種別		単位(人)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	自立生活援助	実利用 見込者数	1	1	1
	共同生活援助 (グループホーム)		23	26	29
	施設入所支援		49	48	47
知的障がい者	自立生活援助		1	1	1
	共同生活援助 (グループホーム)		311	343	375
	施設入所支援		101	101	100
精神障がい者	自立生活援助		1	1	1
	共同生活援助 (グループホーム)		116	139	162
	施設入所支援		1	1	1

○見込量算出の背景

【現状の分析】

居住系サービスは、障がい者の地域移行を推進するための重要な受け皿となっています。

自立生活援助については、すべての障がい種別において利用がありませんでした。

共同生活援助は、いずれの障がい種別も増加していますが、特に第6期では身体障がい者、精神障がい者の利用が増加しています。また、利用者の重度化・高齢化により、支援ニーズが複雑化している状況もあり、重度障がい者の受入が可能なグループホームがより必要となっています。

施設入所支援については、依然として待機者は多い状況です。

【市民アンケート調査の結果】

サービスを利用していない方の利用意向を見ると、「自立生活援助」では「身体障がい者」の 17.3%、「知的障がい者」の 19.0%、「精神障がい者」の 16.2%、「共同生活援助」では「身体障がい者」の 11.8%、「知的障がい者」の 33.7%、「精神障がい者」の 10.9%、「施設入所支援」では「身体障がい者」の 12.6%、「知的障がい者」の 21.0%、「精神障がい者」の 10.2%が利用したいと回答しています。

サービス中の利用意向を見ると、「自立生活援助」では「身体障がい者」の 16.7%、「知的障がい者」の 20.0%、「共同生活援助」では「身体障がい者」の 5.9%、「知的障がい者」の 7.7%、「施設入所支援」では「身体障がい者」の 33.3%、「知的障がい者」の 27.3%が増やしたいと回答しています。

【事業所アンケート調査の結果】

共同生活援助については微増を見込んでいます。また、「共同生活援助」が増えて地域移行が進んでいると感じるとの意見がある一方で、重度障がい者の受入ができるグループホームが最も足りていないサービスの1つである。といった意見もあります。

○見込量確保のための方策

グループホームについては、障がい者の地域移行の受け皿として、重要なサービスであると位置づけており、今後も引き続き、地域生活支援拠点等の整備課題として、優先的に取り組みます。

また、障がい者の重度化・高齢化や親なきあとを見据えて、これまで以上に個々のニーズに沿った支援が必要となっています。医療的ケアを必要とする利用者への対応等を含め、支援の質の確保が喫緊の課題となっており、医療機関等との連携を図りながら、サービス提供体制の充実を図ります。

施設入所支援は、障がい者の状況や家族環境によって必要な場合もあり、柔軟な支援に取り組みます。

⑤ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援

障がい福祉サービスの利用者に対し、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、障がい福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行い、サービスが計画に基づいて適正に提供されているかについてモニタリング等を行うサービス

地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援などの必要な支援を行うサービス

地域定着支援

単身等で生活する障がい者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービス

◆月あたりの見込量

障がい種別／サービス種別		単位(人)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	計画相談支援	実利用見込者数	88	97	108
	地域移行支援		1	1	1
	地域定着支援		1	1	1
知的障がい者	計画相談支援		301	340	384
	地域移行支援		1	1	1
	地域定着支援		1	1	1
精神障がい者	計画相談支援		358	393	433
	地域移行支援		1	1	1
	地域定着支援		1	1	1
障がい児	計画相談支援		1	0	0

○見込量算出の背景

【現状の分析】

「計画相談支援」については、いずれの障がい種別においても利用人数が増加傾向にあり、「計画相談支援」の必要性が認知されてきたものと推測します。「地域移行支援」「地域定着支援」については事業所の数も少なく、わずかな利用となっています。

【市民アンケート調査の結果】

サービスを利用していない方の利用意向を見ると、「計画相談支援」では「身体障がい者」の13.4%、「知的障がい者」の18.9%、「精神障がい者」の22.2%、「地域移行支援」では「身体障がい者」の7.2%、「知的障がい者」の13.7%、「精神障がい者」の14.3%、「地域定着支援」では「身体障がい者」の12.2%、「知的障がい者」の15.4%、「精神障がい者」の16.9%が利用したいと回答しています。

【事業所アンケート調査の結果】

計画相談支援については、20%以上の増加を見込んでいます。

○見込量確保のための方策

専門的な支援による適切なサービス利用につなげるよう、相談支援事業所の必要性を啓発し、サービス等利用計画の利用拡大を図ります。

また、相談支援専門員の質の向上を図るため、計画相談支援事業所の連携強化を図ります。

地域移行支援や地域定着支援については、必要に応じて利用ができるよう制度の周知等を図ります。

⑥ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆活動指標

項目	単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数(回)	1	1	1	
	関係者参加 人数(人)	保健	1	1	1
		医療	4	4	4
		福祉	6	6	6
		介護	1	1	1
		当事者	1	1	1
	家族	1	1	1	
	目標設定	地域移行を進めるため、自立に向けた暮らしの場と体験の機会の確保の取り組みを進めます。			
評価の実施回数(回)	1	1	1		

⑦ 相談支援体制の充実・機能強化等

◆活動指標

項目	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数 (件)	8	8	8
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数 (件)	10	12	14
地域の相談機関との連携強化の取り組み	年間実施回数 (回)	1	1	1
ピアサポート活動への参加人数	年間延べ参加人数	50	50	50
個別事例の支援内容の検証	年間実施回数 (回)	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	配置数(人)	0	0	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	年間実施回数 (回)	1	1	1
	参加事業所数 (社)	8	8	8
協議会の専門部会の設置	設置数	4	4	4
	年間実施回数 (回)	10	10	10

⑧ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

◆活動指標

項目	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数 (人)	10	10	10
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	年間実施回数(回)	2	2	2
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有
	年間共有回数(回)	24	24	24

⑨ 地域生活支援拠点等

◆活動指標

項目	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等の設置	拠点等の設置箇所数	本市は面的整備にて機能の充実を進めます。		
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	コーディネーターの配置人数(人)	0	0	1
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施	検証及び検討の実施回数(回)	1	1	1

(2) 地域生活支援事業の見込量と方策

① 理解促進研修・啓発事業

<p>理解促進研修・啓発事業</p> <p>障がい者等が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、障がいや障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業(障がい者フォーラム等)</p>
--

事業種別	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

② 自発的活動支援事業

<p>自発的活動支援事業</p> <p>障がい者等やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動など、地域において自発的に行われる活動を支援する事業(八尾市地域福祉推進基金事業等)</p>

事業種別	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

③ 相談支援事業

<p>障がい者相談支援事業</p> <p>障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する事業</p> <p>基幹相談支援センター</p> <p>障がい者等の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関と連携した支援等を行う機関</p> <p>基幹相談支援センター等機能強化事業</p> <p>基幹相談支援センター等への専門職の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取り組みを行う事業</p> <p>障がい児等療育支援事業</p> <p>在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、身体障がい児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する府域の療育機能との重層的な連携を図る事業</p> <p>住宅入居等支援事業</p> <p>賃貸契約による一般住宅への入居を希望し、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等を行う事業</p>
--

事業種別	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

<p>○見込量確保のための方策</p> <p>市民アンケートにおいて、「困りごとの相談相手がない」という回答があったことも踏まえ、身近な地域での相談や専門的な相談など、障がいに関する総合的な窓口として広く周知に努めるとともに、地域の関係機関との連携強化を図りながら困難事例などの相談支援体制を構築します。</p>
--

④ 成年後見制度利用支援事業等

成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約等を適切に締結できるよう、成年後見制度の利用支援を行う事業

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務について適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業

事業種別	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度利用支援事業 (市長申立て)	年間実利用者数 (人)	3	4	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

○見込量確保のための方策

利用者の拡大につながるよう、成年後見制度の周知を図ります。

また、八尾市社会福祉協議会で実施している法人後見支援事業との連携を強化し、必要な支援を行います。

⑤ 意思疎通支援事業等

意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等による支援事業を実施する事業

手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術の習得者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活、または社会生活を営むことができるように支援する事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活、または社会生活を営むことができるように支援する事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行うものを派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活、または社会生活を行うことができるように支援する事業

事業種別		単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
意思疎通支援 事業	手話通訳者派遣事業	年間実利用量(件)	500	500	500
		年間実利用量(時間)	660	660	660
	要約筆記者派遣事業	年間実利用量(件)	155	155	155
		年間実利用量(時間)	130	130	130
	手話通訳者設置事業	年間実設置者数(人)	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		年間実養成講習 修了者数(人)	15	15	15
※専門性の高い意思疎通支援を 行う者の養成研修事業	手話通訳者養成研修 事業	登録試験合格者数(人)	20	20	20
		年間実養成講習 修了者数(人)	40	40	40
	要約筆記者養成研修 事業	登録試験合格者数(人)	10	10	10
		年間実養成講習 修了者数(人)	20	20	20
	盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修事業	登録者数、年間実養成 講習修了者数(人)	30	30	30
失語症者向け意思疎通 支援者養成研修事業	登録者数、年間実養成 講習修了者数(人)	5	5	5	
※専門性の高い意思 疎通支援を 行う者の派遣事業	手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	年間実利用量 (件・時間)	「意思疎通支援事業」の手話通訳者派遣事業・ 要約筆記者派遣事業の見込みに含んでいます。		
	盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	年間実利用量(件)	10,825	10,825	10,825
		年間実利用量(時間)	43,300	43,300	43,300
	失語症者向け意思疎 通支援者派遣事業	年間実利用量(件)	2	2	2
		年間実利用量(時間)	※大阪府にて検討中		

※ 大阪府との共同実施のため、見込量は大阪府全体の数値

⑥ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業
障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて日常生活用具等を給付、または貸与する事業

障がい種別／品目		単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	介護・訓練支援用具	件※	17	19	21
	自立生活支援用具		34	35	37
	在宅療養等支援用具		45	46	47
	情報・意思疎通支援用具		68	75	82
	排泄管理支援用具		7,011	7,222	7,438
	住宅改修費		3	3	3
知的障がい者	介護・訓練支援用具		1	1	1
	自立生活支援用具		5	6	6
精神障がい者	自立生活支援用具		1	1	1
障がい児	介護・訓練支援用具		1	1	1
	自立生活支援用具		5	6	8
	在宅療養等支援用具		2	2	2
	情報・意思疎通支援用具		3	3	3
	排泄管理支援用具		583	630	680
	住宅改修費		1	1	1

○見込量確保のための方策
日常生活用具等の給付については、利用者のニーズに応じて、品目の充実を図ります。

⑦ 移動支援事業

移動支援事業
屋外での移動が困難な障がい者等を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要な外出や余暇活動等に参加するための外出支援を行う事業

障がい種別	単位(時間) (人)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	年間実利用量	39,891	38,295	36,763
	年間実利用者数	214	206	197
知的障がい者	年間実利用量	61,936	73,704	87,707
	年間実利用者数	415	494	588
精神障がい者	年間実利用量	18,260	19,275	20,289
	年間実利用者数	180	190	200
障がい児	年間実利用量	3,087	3,087	3,087
	年間実利用者数	18	18	18

○見込量算出の背景

【現状分析】

新型コロナウイルス感染症による外出制限等の影響を大きく受けたため、実績値は見込量を下回りましたが、「知的障がい者」「精神障がい者」では利用が増加傾向にあります。一方、「身体障がい者」は減少傾向、「障がい児」は横ばい傾向にあります。

【市民アンケート調査の結果】

現在、移動支援を利用していないが、今後利用したいと回答した人は「身体障がい者」が26.0%、「知的障がい者」が26.8%、「精神障がい者」が18.6%、「障がい児」が31.6%となっています。

また、現在利用中で、今後は増やしたいと回答した人は「身体障がい者」が22.6%、「知的障がい者」が36.0%、「精神障がい者」が60.0%、「障がい児」が25.0%となっています。

移動支援事業は、他のサービスと比べても利用意向は高くなっています。

【事業所アンケート調査の結果】

利用量の増加を見込んでいますが、ガイドヘルパーが不足しており、利用が難しくなっているという意見もあります。

○見込量確保のための方策

障がい者等の社会参加の支援において重要な事業であり、障がい特性や利用ニーズに応じたサービス提供体制を確保するとともに、請求業務の国保連への移行及び実地指導を行い適正な支援につなげます。また、事業所職員の研修受講を促すなど、ガイドヘルパーの養成や支援の質の向上を図ります。

⑧ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業

地域で生活する障がい者等の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などを行う事業

事業種別	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域活動支援センター事業	箇所	6	6	6
	年間実利用者数(人)	131	131	131

○見込量算出の背景

【現状の分析】

第6期では利用者数の減少傾向が見られました。新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響によるものと、考えられます。

【市民アンケート調査の結果】

地域活動支援センターについては、現在利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人は「身体障がい者」が12.4%、「知的障がい者」が17.6%、「精神障がい者」が20.2%となっています。

○見込量確保のための方策

障がい者等の地域移行に伴い、日中活動の場の充実が求められており、利用ニーズに応じた支援体制の充実に取り組めます。

⑨ 広域的な支援事業

地域生活支援広域調整会議等事業

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、広域的な調整のもと連携できる体制を地域において構築する事業

事業種別	単位(回)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援広域調整会議等事業	会議の開催回数	1	1	1

○見込量確保のための方策

保健、医療、福祉関係者による協議の場を活用し、必要に応じて、教育・就労・地域の関係者も会議に参加してもらいながら、各関係機関が連携できる体制を構築し、精神障がい者の地域移行及び地域定着を推進します。

⑩ その他事業

訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅で生活している重度身体障がい児者を対象に、入浴車で居宅を訪問し、入浴介助を行う事業

日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を確保する事業

事業種別	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問入浴サービス事業	箇所	3	3	3
	延べ利用回数(回)	384	384	384
日中一時支援事業	箇所	22	23	24
	延べ利用回数(回)	1,413	1,568	1,741

○見込量算出の背景

【現状の分析】

「訪問入浴サービス」「日中一時支援」については、新型コロナウイルス感染症の影響で実績は見込量を下回っておりますが、利用量は増加傾向となっております。特に、「日中一時支援」については、「障がい児」の利用が大きく増加しています。

【市民アンケート調査の結果】

現在利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人は「訪問入浴サービス」では「身体障がい者」が15.4%、「知的障がい者」が9.6%、「精神障がい者」が7.6%、「障がい児」が4.7%、「日中一時支援」では「身体障がい者」が15.6%、「知的障がい者」が18.4%、「精神障がい者」が16.2%、「障がい児」が27.2%となっています。

特に「障がい児」の利用意向が高く、障がい児のサービス受給者数が増加していることや、共働きなどによりニーズが高まっていると考えられます。

○見込量確保のための方策

訪問入浴については、重度身体障がい児者の在宅生活の充実に必要な支援です。また、日中一時支援については、障がい者等が地域で暮らすにあたり日中活動の場だけではなく、その家族のレスパイトとして重要なサービスであり、両事業とも障がいの重度化や複雑化に対応したサービス提供体制の確保に取り組みます。

第5章 第3期八尾市障がい児福祉計画

1. 成果目標

(1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

【国及び府の基本指針】

令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域で少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

国の基本指針の趣旨を踏まえ、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に努めることを目標とする。

近年では地域における子ども・子育て支援のさらなる充実および体制整備が求められています。子どもの発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援が必要であり、本市においては、2か所の児童発達支援センターを地域の障がい児支援の中核的な役割を担う施設として、国の示す機能を備え、様々な課題解決及び充実したサービスの提供の実現に向けた整備を進めます。

◆成果目標

令和8年度末(2026年度末)の目標

児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を実施できるよう、児童発達支援センターの機能を充実します。

【成果目標における機能充実の内容】

◆地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

- ・児童発達支援事業所等への研修や事例検討会等を開催し、関係性の構築とともに、市内全体の障がい児支援に関する技術の向上を図ります。

◆地域のインクルージョン推進の中核機能

- ・認定こども園等在籍の児童の包含的な支援のため、保育所等訪問支援事業を推進します。

【本市の児童発達支援センターの機能充実について】

① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

- ・提供できる支援内容の見直しを図るとともに、提供回数を増加します。
- ・専門職の技術向上を図り、療育機能の強化とともにセンターに必要な人材の育成に積極的に取り組みます。
- ・関係機関と連携し、幅広い高度な専門性に基づく家族支援を行います。
- ・ICT活用によりオンライン相談等を行い、気軽に相談できる環境を整備します。

② 地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

- ・ 児童発達支援事業所等の施設との連携を図るため、他施設への訪問や研修、見学の受入れ等を行います。
- ・ 児童発達支援事業所等への研修や事例検討会等を開催し、関係性の構築とともに、市内全体の障がい児支援に関する技術の向上を図ります。
- ・ 他施設への訪問助言・指導等を強化します。

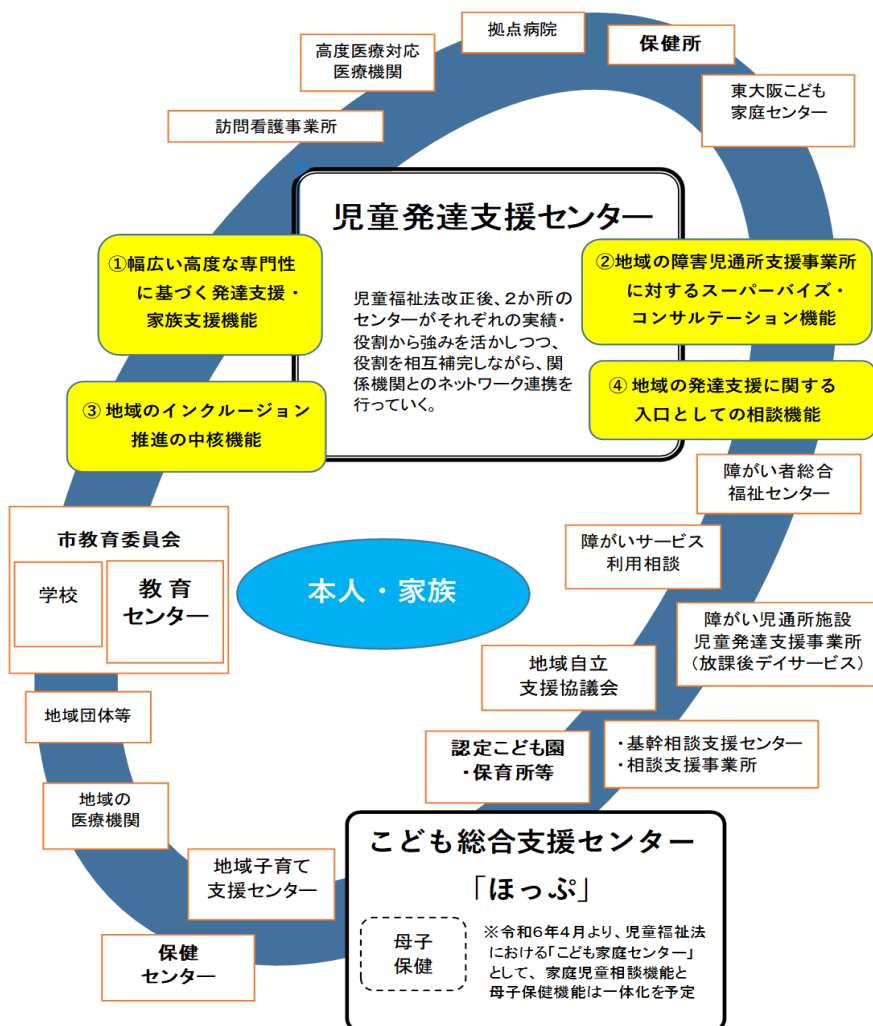
③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

- ・ 認定こども園等在籍の児童の包括的な支援のため、保育所等訪問支援事業を強化します。
- ・ 児童の状況や多様なニーズに地域ぐるみで対応できるよう、民間児童発達支援事業所等の情報を把握できる仕組み(研修会・交流会等)を構築します。

④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

- ・ 障がい児相談支援事業は、相談機能の強化を図り、相談件数の増加に対応します。
- ・ 様々な相談に対応するため、他機関とのネットワークの強化とともに、支援のアウトリーチが必要な家庭への相談も積極的に行います。(発達検査体制の強化等)
- ・ こども情報システムによる情報共有を行い、他機関との連携を強化します。
- ・ 医療的ケア児の相談支援やコーディネート機能を強化します。

市立児童発達支援センターを中心としたネットワーク(新たな障がい児支援体制イメージ)



(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国及び府の基本指針】

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

市内には既に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がありますが、今後、重症心身障がい児数の推移に注視しながら必要数を確保します。

◆成果目標

令和8年度末(2026年度末)の目標

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を5施設以上確保したうえで、必要数に応じて拡充を図ります。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国及び府の基本指針】

国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府医療的ケア児支援センターを設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを1名以上配置し、医療的ケア児等の支援の総合調整を行う。府の協議の場にも、市町村支援につながるよう、少なくとも1名を参画させる。

国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。

また、令和8年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。

◆成果目標

令和8年度末(2026年度末)の目標

医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の充実を図るとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターについて福祉関係1名、医療関係1名を配置します。

2. 障がい児支援の見込量と方策

(1) 障がい児通所支援、相談支援

<p>児童発達支援</p> <p>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービス</p> <p>放課後等デイサービス</p> <p>学校の授業終了後や学校の休校日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行うサービス</p> <p>保育所等訪問支援</p> <p>障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が認定こども園や保育所等を訪問し、障がい児や保育所等の職員に対して、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援等を行うサービス</p> <p>居宅訪問型児童発達支援</p> <p>医療的ケアが必要な児童等で、通所支援を受けるための外出が困難な児童に対して、居宅を訪問し日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービス</p> <p>障がい児相談支援</p> <p>障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に、障がい児支援利用計画作成等を行うサービス</p>
--

◆月あたりの見込量

サービス種別	単位(人日) (人)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	月平均利用量	5,034	5,990	7,128
	実利用者数	559	666	792
放課後等デイサービス	月平均利用量	9,248	10,080	10,987
	実利用者数	771	840	916
保育所等訪問支援	月平均訪問回数(回)	45	49	53
	実利用者数	49	53	57
居宅訪問型児童発達支援	月平均訪問回数(回)	1	1	1
	実利用者数	1	1	1
障がい児相談支援	月平均利用人数	142	221	345

○見込量算出の背景

【現状の分析】

障がい児通所支援・相談支援の利用量及び実利用者数は、増加傾向にあり、実績も見込量を上回っているものが大半となっております。

【市民アンケート調査の結果】

現在利用していない方の利用意向では「児童発達支援」の 22.5%、「放課後等デイサービス」の 34.2%、「障がい児相談支援」の 34.6%が利用したいと回答しています。

現在利用中の方の利用意向では「保育所等訪問支援」の 41.7%、「児童発達支援」の 29.6%、「放課後等デイサービス」の 29.1%が「増やしたい」と回答しています。

【事業所アンケート調査の結果】

令和8年(2026年)の提供見込みについては、令和4年(2022年)の実績に比べ、ほぼすべてのサービス種別において、サービス提供量の10～20%の増加を見込んでいます。

○見込量確保のための方策

障がい児の支援については、早期の段階から適切な支援を受け、就学前から就学後、卒業後の進路まで、一貫した切れ目のない支援を行う必要があります。特に、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、提供体制の充実が求められています。

とりわけ、児童発達支援センターは、地域における障がい児支援の中核的な役割を担う施設として、国の示す機能を備え、様々な課題解決及び充実したサービスの提供の実現に向けた整備を進めます。

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、重度の障がい児を受け入れる体制の整備が課題となっており、事業参入を促進しながら、医療的ケア児を含めた重度の障がい児の支援体制を確保します。

また、保育所等訪問支援については、児童発達支援センターを中心に事業趣旨の理解が深まるよう啓発し、保護者や保育所等のニーズに応じたサービス提供体制を確保します。

障がい児相談支援については、利用ニーズに応じた提供体制を確保するとともに、窓口等での相談があった際には、制度の啓発を行う等、早期からの適切な支援を受ける必要性を広く周知します。

(2) 障がい児の保護者への支援や当事者間のサポート活動

ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。

◆見込量

項目	単位(人)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	年間受講者数 (保護者)	20	20	20
	実施者数 (支援者)	1	1	1
ペアレントメンターの人数	年度末時点の人数	1	1	2

(3) 医療的ケア児等コーディネーター

◆見込量

項目	単位(人)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
医療的ケア児等コーディネーター配置数	福祉関係人数	1	1	1
	医療関係人数	1	1	1

3. 子ども・子育て支援等について

国が示す基本指針において、第3期障がい児福祉計画の策定にあたり、障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズに基づき、各種サービスの提供体制の整備に努めることが求められています。

本市においても、国の基本指針を踏まえ、子育て支援部局等との連携を図り、障がい児支援の体制づくりに積極的に取り組みます。

(1) 各年度における子ども・子育て支援等の見込量について

第3期障がい児福祉計画では、障がい児保育(保育サポート枠)の保育施設入所児童数及び放課後児童室の障がい児童数を参考として、下記のとおり見込量を設定します。

◆見込量

項目	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
子ども・子育て支援等の見込量	人	476	次表に示す「八尾市こどもいきいき未来計画」に関連する数値のため、見込量は次期八尾市こどもいきいき未来計画の策定後に設定します。	

(2) 各年度における教育・保育給付等の見込量について

教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業のうち、第3期障がい児福祉計画期間内の見込量は下記のとおりです。

◆見込量

項目		単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
教育	幼稚園・認定こども園 (満3歳以上)(1号)	人	2,230	八尾市こどもいきいき未来計画 (後期計画)は、令和2年度から令 和6年度までの計画期間であり、 令和7年度からの次期八尾市こ どもいきいき未来計画は本計画 策定時には未作成のため、見込 量は策定後に設定します。	
保育	保育所・認定こども園 (満3歳以上)(2号)	人	3,660		
	保育所・認定こども園等 (満3歳未満)(3号)	人	2,810		
延長保育事業(時間外保育事業)		人	2,950		
放課後児童健全育成事業 (放課後児童室事業)		人	4,600		
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)		人	1,770		
養育支援訪問事業		人	50		
地域子育て支援拠点事業		人回	38,000		
一時預かり事業		人日	100,000		

(※「八尾市こどもいきいき未来計画(後期計画)」より抜粋)

第6章 計画の推進に向けて

1. 支援の円滑な実施を確保するための必要な事項

(1) 障がい者等に対する虐待の防止

市民等から虐待に関する通報等があった際には、速やかに障がい者等の安全確認や虐待の事実確認を行うとともに、終結に至るまで適切に対応し、検証を行うことが重要となります。

本市においては、障がい者虐待防止センターを設置し、24時間体制での通報等の受付を行っており、虐待の疑いがあると認められる際は、基幹相談支援センターを中心として、安全確認や事実確認等の初動期対応を迅速に行い、立入調査等により虐待が認められれば、関係機関と連携した個別ケース会議等を開催し、必要な支援等を行っています。

虐待対応については、障がい者等の生命・身体・財産等の保護を主眼として、関係機関とも連携した組織的な対応が必要となることから、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所をはじめ、高齢者や児童の関連機関、警察、民生委員・児童委員等との連携強化により、さらなる相談・通報体制を充実させるとともに、障がい福祉サービス事業所等に対して、障がい者虐待防止や成年後見制度の利用促進などの権利擁護に関する啓発を図ります。

(2) 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者等の芸術文化活動の振興を図ることにより、障がい者等の社会参加や障がい者等に対する理解を促進していくことが重要となります。本市においては、大阪府とも連携を図りながら、八尾市地域福祉推進基金の活用等による芸術文化活動に対する発表の機会の拡充や、関係機関と連携し読書環境の整備を進めるなど、社会参加の機会の確保等について支援します。

(3) 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等の情報の取得利用・意思疎通については、障がい者等に対する理解等を促進するうえでも大変重要なものと認識しています。意思疎通支援においては、障がい種別に応じたコミュニケーションツールや手段を充実させることや、障がい者や障がいそのものへの理解の促進が必要となります。本市においては、八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において検討した、意思疎通支援の充実のための取り組みを「第4期八尾市障がい者基本計画」の事業として位置付け、進捗状況の報告を行い、意見等を伺いながら取り組みを進めており、今後も引き続き推進を図ります。

(4) 障がいを理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要となります。

障害者差別解消法は行政機関等や事業者に対し、障がい者に対する障がいを理由とした「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がい者申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めています。事業者による障がい者への合理的配慮の提供は努力義務とされていましたが、令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1

日から義務化されます。

本市においては、障がい者等に対する施策実施にあたり本市職員が適切に対応することを示した対応要領の策定をはじめ、基幹相談支援センターにて障がい者差別に関する相談窓口を設置していますが、今後も引き続き、障害者差別解消法の趣旨等を広く周知するための啓発活動を行い、地域での対応力の向上や相談支援体制の強化を図ります。

(5) 障がい福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるよう、災害時等も見据えて平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取り組みを進めていくことが重要となります。また、自然災害に起因する防災対策だけでなく、防犯対策や新型コロナウイルス感染症といった感染症の対応などにも取り組むことが必要となります。さらに、障がい福祉サービス事業所等を利用する障がい者等が安心して生活できるよう、権利擁護の視点も含めた職員への研修を充実するとともに、職員の過重な負担等により精神的に孤立することがないよう、職場環境の改善を進めていくことが必要となります。

本市においては、障がい者の重度化・高齢化をはじめ、災害時等に対応できる事業所のあり方や人材確保・育成等といった利用者支援に関する複層的な課題について、八尾市地域自立支援協議会等を通じて、より一層、事業所間連携を強化し、情報共有や研修会等の充実を図ります。

(6) ユニバーサルデザインの推進

地域共生社会を実現するためには、障がい者をはじめ、高齢者や子ども等を含めて誰もが暮らしやすい地域づくりが重要となります。誰もがストレスなく快適に施設を利用したり、製品を使用したり、安全かつ自由に移動し、必要な情報にアクセスできる環境が整備されることにより、個々の能力を活かして地域の中で活躍することができます。

そのためには、ユニバーサルデザインの考え方が、より一層、地域に浸透し、バリアフリー化の推進や十分な情報・コミュニケーションの確保等を通じて、ハードとソフトの両面から、地域での快適な生活環境の整備を図り、インクルーシブ社会をめざします。

2. 計画推進における課題と方向性

(1) 障がい者の重度化・高齢化に伴う支援体制の充実

障がい者の重度化・高齢化が進む中、複層的な支援ニーズを踏まえた施策展開を図る必要があり、また、障がい福祉サービス事業所等の施設環境がバリアフリー等に対応していないことや、支援に関するより専門的な知識や経験の蓄積が必要となることから、事業所職員の負担が増加傾向にあります。

さらに、医療的ケアの支援ニーズが増加しており、地域で障がい者を支える短期入所事業所等の社会資源の整備が十分ではない中で、市内の事業所では医療体制の強化が課題となります。

本市においては、複雑化・多様化する支援ニーズに的確に対応できるよう、基幹相談支援センターによる事業

所間連携を進めつつ、市内全体の支援の質の向上を図るための研修会等の実施や、医療連携などのサービス提供体制のさらなる充実に向けた検討を行います。

(2) 持続可能な障がい福祉サービス等の運用

障がい福祉サービス等の利用者数や利用量が年々増加し、サービスを提供する事業所数も増加傾向にある中で、今後においても安定的に制度運用を図っていくことが求められています。

本市においては、支援が必要な方に、適切にサービス提供を行えるよう、計画相談支援や障がい児相談支援のさらなる普及を促進するとともに、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り障がい者本人が自ら意思決定できるよう支援するなど、障がい者の自己決定の尊重に基づいた支援に努めます。加えて、持続可能な制度運用に向けて、障がい福祉サービス事業所等への実地指導の充実や適正なサービス等の給付のあり方について検討を行います。

(3) 障がい者理解の促進に向けた啓発の充実

障がい者等が身近な地域で必要なサービスや支援を受けながら、自立した日常生活や社会生活を送ることができる社会を実現するためには、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を市民一人ひとりに広げていくことが重要となります。

本市においては、障がい者週間での啓発活動や障がい者フォーラム、ヘルプカードの活用、また、障がい者の就労という視点も持ちながら、障がい者雇用を考える集いといった障がい等への理解を深める取り組みを行っていますが、今後も引き続き、地域全体で障がいのある人を支える意識が深まり、地域や企業等による配慮等がより一層広がる社会をめざして、さらなる啓発活動の充実に向けて検討を行います。

(4) 障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援を行うことが必要となります。

本市においては、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の充実に向けて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

3. 計画推進に係る啓発活動と進捗管理

(1) 計画推進に係る啓発活動等について

第7期計画等の推進を図り、円滑な障がい福祉サービス等の利用につなげるためには、的確な情報提供と相談支援体制の充実が重要となります。

第7期計画等に係る情報提供については、ホームページをはじめ、音訳・点訳等のコミュニケーション支援も活用し、広く周知を図ります。

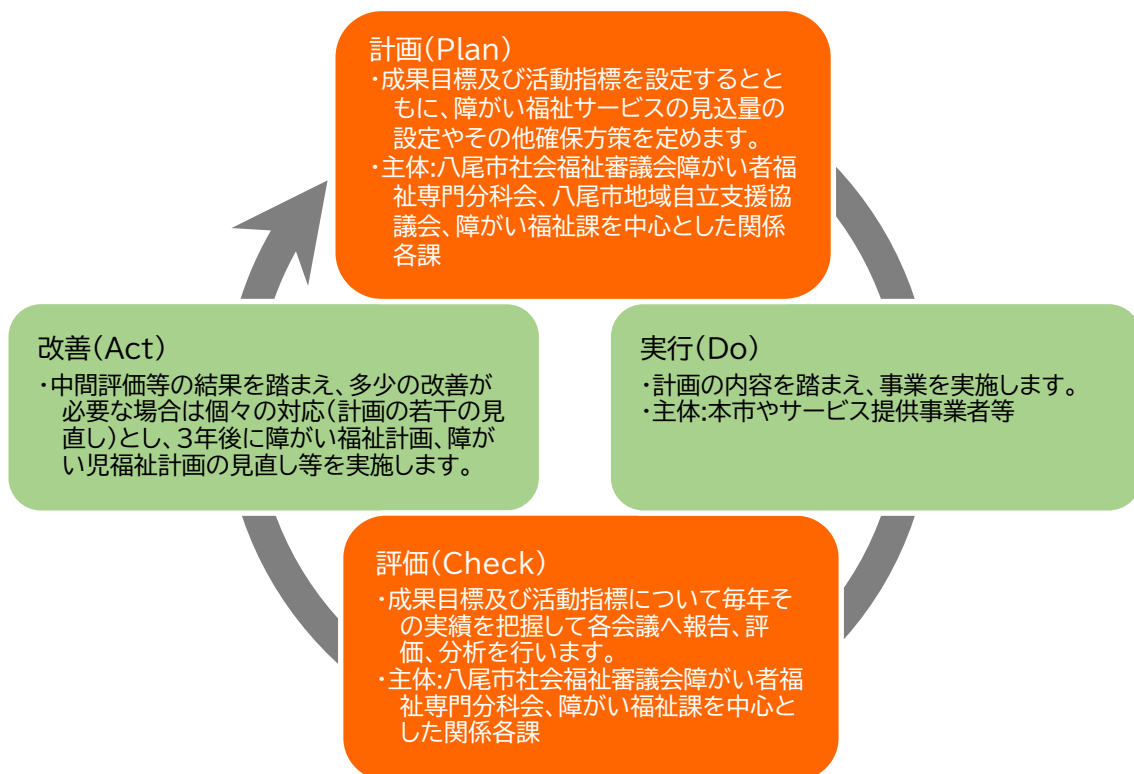
また、国における制度見直し等に対する情報については、国や大阪府と連携を図り、積極的な情報提供を行うとともに、サービス内容や利用方法等について啓発を行います。

さらに、障がい者等の多様なニーズに対応し、適切なサービス等の利用につなげるため、相談支援事業所との連携を強化するなど、総合的な相談支援体制の充実に向けた取り組みを進めます。

(2) 計画推進に係る進捗管理等について

第7期計画等を推進するために、障がい者等や関係機関、各種団体等で構成する八尾市社会福祉審議会障がい福祉専門分科会において、公平中立的な立場から計画の達成状況の確認や障がい福祉サービス等の見込量と実績値の進捗に係る状況分析等の評価を行います。

また、第7期計画等の目標値を達成するにあたり、関係機関によるネットワークの構築などの機能を有した八尾市地域自立支援協議会において、ケース検討も含めた課題を共有し、課題解決に向けた情報交換や研修会等の機会を通じて、計画推進の体制強化を図ります。



資料

1. 計画の策定経過

令和5年7月31日	<p>第1回 八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第7期八尾市障がい福祉計画及び第3期八尾市障がい児福祉計画策定に向けたスケジュール及び検討体制について ② 第7期障がい福祉計画等の基本的な指針について ③ 第6期八尾市障がい福祉計画等の令和4年度実績について ④ 第7期八尾市障がい福祉計画等策定におけるアンケート調査報告書について
令和5年8月23日	<p>第1回 八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会部会 (障がい者支援部会、障がい児支援部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① アンケート調査報告書の内容及び前々回調査との比較について ② 第7期八尾市障がい福祉計画等の成果目標について ③ 第7期八尾市障がい福祉計画等における障がい福祉サービス等の見込量について
令和5年10月11日	<p>第2回 八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会部会 (障がい者支援部会、障がい児支援部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第7期八尾市障がい福祉計画等の成果目標について ② 第7期八尾市障がい福祉計画等における障がい福祉サービス等の見込量について ③ 第7期八尾市障がい福祉計画等の全体の内容及び構成について
令和5年11月13日	<p>第2回 八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者・障がい児支援部会での意見等のまとめについて ② 第7期八尾市障がい福祉計画等の素案について
令和5年12月1日～ 令和5年12月28日	<p>第7期八尾市障がい福祉計画及び第3期八尾市障がい児福祉計画素案に対するパブリックコメントの実施</p>
令和6年2月2日	<p>第1回 八尾市地域自立支援協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第7期八尾市障がい福祉計画等に関する意見書の検討について
令和6年2月27日	<p>第3回 八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ① パブリックコメントの結果等の報告について ② 第7期八尾市障がい福祉計画等(案)の報告について
令和6年3月24日	<p>第2回 八尾市社会福祉審議会本会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第7期八尾市障がい福祉計画等(案)の報告について

2. 八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の意見

(1) 障がい者支援部会

第1回障がい者支援部会	令和5年8月23日(水)
第2回障がい者支援部会	令和5年10月11日(水)

《主な意見》

- 就労継続支援B型は、内職をしている作業所が多く、コロナ禍で内職業者の廃業が増加し、工賃を上げることが大変難しい。訪問販売をやめているところも多く、工賃を上げるとい目標はあるものの、いかにして工賃を上げていくかは大きな課題である。
- 就労継続支援A型に通うと、次のステップに進みにくく、一般就労はなかなか難しい状況にある。事業所職員がそれに割く時間やノウハウ等の不足により、就労継続支援A型から次のステップにいけない現状が長年続いているのではないかと思う。就労移行支援の方が一般就労へつながりやすいと思う。
- 自立した生活を本当に望んでいるのか、地域での生活を望んでいるのか、それは意識の問題なのか、環境が整っているのか、情報がきちんと伝わっているのか等、何が問題点であるかを検証していく必要がある。
- 障がい者が困ったときの相談相手はほとんどが家族や親族となっており、相談する相手がいない人が増加している。気軽に相談できるような相談支援の体制を検討する必要がある。
- 自立支援協議会を通じて、いろんな事業所が連携している。八尾市は就労継続支援A型も多く、グループホームも増えていることもあって、皆が一緒に力を合わせていこうという事業所が多いと思う。コロナ禍の間は難しかったが、また、連携強化を進めていきたい。
- 障がい福祉サービスのニーズは増加していると感じるが、事業所が足りないイメージがある。今でも行動援護や居宅介護については、事業所を探すのが大変という話を聞く。結果的に思うようなサービスを受けることができていないのが現状だと思う。
- 現場の担い手が様々な部門で減っている。介護職員、ガイドヘルパー、グループホームの世話人、相談支援員は足りていない。充実させたい、ニーズを拾ってつなげていきたいと思っはいるが、担い手不足で実現できないという現状がある。
- 通院介助は、家から病院までの移動の支援だが、精神障がいのある人はそこではなく、病院での付き添いや介助のニーズが高いため、上手く障がい福祉サービスを使えない場合も多くある。
- コミュニケーションはスマートフォンが有効なので、活用講座を実施してほしい。
- 成年後見制度では、八尾市社会福祉協議会が法人後見支援を行っているが、地域には様々な社会福祉法人があるため、その法人が後見制度を受けるとい仕組みを新たにスタートし取り組みを進めている。

(2) 障がい児支援部会

第1回障がい児支援部会	令和5年8月23日(水)
第2回障がい児支援部会	令和5年10月11日(水)

《主な意見》

- 児童発達支援センターは、まだまだ知らない人のほうが多い。まず児童発達支援センターを知ってもらうところから進めていかないといけないと思う。
- 多くの方はどこに相談していいのかが分からず、相談に行っても「ここではない」と言われてしまう現状がある。親同士のネットワークなどのつながりを大事にしながら、支援につながっていない人たちにどうアプローチしていくかが課題である。また、民生委員・児童委員や青少年相談員などに、相談支援機関がどれだけ周知されているか、障がい者団体の相談窓口との連携をどのように図っていくかということも課題である。
- 小さい頃からの積み重ねが大事だと思う。小さい頃から近所とのかかわりを持ちながら、気軽に相談できる所があればいいと思う。障がい児等の保護者同士のつながりはすごく大切なものだと思うので、その部分はよりPRを強化してほしい。
- 最近、子どもも携帯電話を使うので、メール等での相談を実施してはどうか。例えば、LGBTQの相談を行っているNPO法人では、LINE相談を実施すると、一気に件数が増えたという事例もあり、LINEは有効な手法であると思う。
- 保護者が緊急時で本当に困ったときに、ショートステイが使えないことがある。「親が緊急入院するので、預かってほしい」というケースが増えている。近隣市のショートステイに空きがあっても、子どもの場合、「他市に預けるのは心配」と思う親が多く、八尾市内で受け入れ可能な事業所を確保する必要がある。
- ペアレントメンターは、親同士で色々な話をする事ができる重要な人材なので、養成講座への案内や、増やすための取り組みを行い、より高い目標を持ってほしい。ペアレントメンターを増やすことに加え、活動ができる場を増やしていくことも大事である。
- 教育センターで八尾市及び大阪府のペアレントメンターに来てもらい研修を行ったところ、とても好評だったと聞いている。ニーズはあると思うのでペアレントメンターを講師に招き、話をしていただくのは非常に有効であると思う。
- 60代、70代の親御さんたちと話をしていたら、その方々が子育てをしていたときは、親の会のようなものがあり、その中で情報共有ができていたと聞く。ペアレントプログラムでは、保護者同士の仲間関係をどう築くかというテーマが重要なポイントではないかと思う。
- 移動支援で、事業所アンケート調査の結果でガイドヘルパーが不足しているとあったが、ガイドヘルパーをどのように増やすかの対策を考えなければ、数値目標を達成は難しいと思う。
- 福祉施設から一般就労への移行については、「障がいを理由とする差別の解消の推進」が関係すると思うが、就労先の企業に対する取り組み等をより明確にすべきである。
- ユニバーサルデザインの推進について、バリアフリーとの表現よりも、そもそも多様な状態がある中で、公平に生きていくことができる包括的な社会をめざすということが、よりこれからは求められるので、「インクルーシブ社会」という表現も使った方が良いのではないかと思う。

3. 八尾市地域自立支援協議会からの意見

《日中事業》

○利用者の重度化・高齢化、強度行：動障がいの人への対応

小規模事新の施設・設備では介護度が高い人や行動障がいのある人などへの対応が困難なため設備改善への支援が必要。また、職員の専門性育成に向けた研修等が必要。

○事業所報酬(日額制)の問題

- B 型事業の報酬は利用者の平均工賃額と連動しているため、利用が不安定な利用者は受け入れられにくい問題がある。
- 日中事業所の数は増えているが日額制のため運営は不安定である。月額性への転換を求めていくべき。

○基幹相談支援センターを軸とした事業所間連携やネットワークづくりの推進

- 利用者の障がいの多様化・重度化による課題について、基幹相談支援センターや他事業所との連携を進めていく必要がある。

○災害時に対応できる事業所の施設・設備への支援

- 小規模事業所の施設・設備では災害時への不安がある。補強のための支援が必要。

○看護師確保への支援

- 障がいの重度化や高齢化に伴い、看護師配置の必要性増加している。市が看護師確保にむけた調整を進める必要がある。

○事業所の質の向上や人材育成にむけた支援

- 事業所の質の向上や人材育成につながる活動は自立支援協議会が担っている。参加も多く評価もあるが、一層充実させていくための支援が必要。

《入所施設・グループホーム》

○暮らしの場の確保

(ア) 地域で生活してきた人

- 家族介護によって生活してきた地域の障がい者は、家族の高齢化により次の暮らしの場の不足に直面している。施設からの地域移行の課題もあるが、まず、地域生活してきた人たちが生活を継続するための場が必要。

(イ) 重度知的障がいや行動障がいのある人

- 重度知的障がいや行動上の課題を抱える人にとって入所施設は必要であり、増設が必要。

(ウ) 精神障がい者の退院促進

- 精神障がい者の退院後の暮らしの場が不足している。共同生活が難しい人もおり、サービス付き高齢者住宅の利用も増えているが、本人の希望に沿うものとなっていない。

○グループホームの改善課題

(ア) 生活費の実費負担への支援

- グループホームの生活費の負担額は高くなっており、障がい基礎年金が主たる収入の人では利用が難しく、負担軽減の必要がある。

(イ) 日中支援への報酬の支給

- 入居者の病気等での休みや、土日の日中支援に報酬が付かない問題がある。365 日の暮らしの場の

支援に報酬は必要。

(ウ) 入居者の通院への支援

- 入居者の通院介助への支給量の不足がある。知的や精神の人の、診察室での医師とのやりとりができる支援者が必要

(エ) 支援の質

- 入居者の高齢化・重度化の中で、“世話人”による支援の限界がある。資格要件も仕事内容も明らかにされていない問題と共に、利用者の人権も視野に入れた専門性の確保が必要。採用時研修や採用後の育成などに取り組む必要がある。
- 安定したグループホーム職員の確保にむけて、人件費の引き上げなどの条件改善が必要。

○高齢障がい者の暮らしの場の検討

- 高齢の知的・精神障がい者等の暮らしの場は介護保険施設ということになるが、そこでの障がい者支援は難しい現状にある。高齢障がい者に配慮した入所施設等の暮らしの場について、検討していく必要がある。

《地域生活関係》

○生活が継続するための支援

- 65歳からは介護保険優先となっているが、利用者の生活の安定が維持できることが大事。利用者の生活に支障が生じないよう、必要によって障がい福祉サービスによる支援が継続されることが必要。

○ヘルパー不足の改善

- ガイドヘルパー、ホームヘルパーの不足のため、利用ニーズは多くても応えられない現状にある。

○短期入所事業所の増設

- 家族の高齢化共に、家族の疾病等による緊急利用や暮らしの場がないための長期利用など、短期入所事業所の利用は増大している。短期入所の稼働率のアンバランスの改善と共に、事業所の増設が求められる。

○障がい者の自立のための支援

- 長期の家族介護によって、障がい者の地域生活が支えられてきている。“親なき後”が問題になっているが、本来必要なのは障がい者本人の自立の観点である。
- 親への介護依存によって、長年、親が担ってきた医療の判断や確認・入院付き添いなど多くの役割を誰が代替するのかという問題が生じている。
- 成年後見制度は申し立て関連等の費用負担も大きく、進まない現状がある。“親なき後”ではもっと進まない。

《児童関係》

○障がい児の短期入所事業所の増設

- 障がい児の短期入所先は市内に1カ所しかなく、利用ニーズに応えるために増設が必要。
- 医療的ケア児の受け入れにむけた夜間の看護師配置や、職員の医療的ケア研修等への補助等の支援が必要。

○相談事業所の増設やコーディネーターの配置

- 親の障がいへの対応、学校や医療機関との連携などを行う相談事業所の増設やコーディネーターが必要。

○児童発達支援・放課後等デイサービスの拡充

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は増加しているが、“発達支援”を軸にした支援が求められている。
- 重度知的障がい・行動障がいのある児童を受け入れる事業所が求められている。

4. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

「第7期八尾市障がい福祉計画及び第3期八尾市障がい児福祉計画」等の策定にあたり、障がいのある方々の日頃の生活のご様子、障がい者施策等のあり方に対するお考え等をお聞きし、計画策定の資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象者

令和4年7月1日現在、「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方の中から無作為抽出しました。また、市内障がい福祉サービス等事業所に対してもアンケート調査を行いました。

(3) 調査期間

令和4年9月1日～9月30日

(4) 調査票の配布と回収状況

	配布数	回収数	回収率
18歳以上の市民	2,650	1,050	39.6%
18歳未満の市民	350	136	38.9%
事業所	328	144	43.9%

(5) 回答した障がい者の内訳

	18歳以上の市民	18歳未満の市民
身体障がい者	740	32
知的障がい者	175	98
精神障がい者	189	24
重複障がい者(再掲)	78	20
無回答	27	2

(6) 調査項目(概要)

○市民アンケート

18歳以上	18歳未満
あなたやご家族について	あなたやご家族について
障がいの状況について	障がいの状況について
障がい福祉サービス等について	障がい児支援等について
仕事について	通学・通園先について
医療について	医療的ケアについて
地域での暮らしについて	対象児童の介助者について
新型コロナウイルス感染症について	将来について
障がいに対する理解・人権について	新型コロナウイルス感染症について
	障がいに対する理解・人権について

○事業所アンケート

- 事業所の概要について
- 障がい福祉サービスの提供実績と今後の提供見込について
- 障がい児支援の提供実績と今後の提供見込について
- これまでにサービス等の質の確保に関して力を注いだことについて
- 新型コロナウイルス感染症により受けた影響について
- 新型コロナウイルス感染症後のサービス量の増減見込みについて
- サービスを実施するにあたっての課題について
- 今後特にニーズが高まると考える障がい福祉サービスについて
- 避難確保計画に関する課題や改善点について
- 八尾市における障がい者・児の地域生活支援や障がい福祉計画の策定に関するご意見

5. 用語集

【あ行】

ICT

“Information and Communication Technology”の略称で、これまでIT(Information Technology)が同義で使われてきましたが、国際的にはITに“Communication(コミュニケーション)”を加えたICT(情報通信技術)が定着しています。

アセスメント

支援の方法を考えるための情報収集・分析・整理のプロセス。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療管理室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援(フォーマルサービス)以外の支援のこと。

インクルーシブ

「包み込む」、「包含する」という意味で、障がいのある人も他の人と一緒に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要ときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民ネットワークで障がいのある人を地域社会の中で包み込んで、ともに支えていくことをいいます。

【か行】

ガイドヘルパー

主に、障がい者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパーのことです。重度の視覚障がい者や脳性まひ者等全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣されます。

強度行動障がい

多動、自傷、異食など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示し、日常生活を営む上で著しく困難な状態をいいます。

グループホーム

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

健康日本 21 八尾第4期計画及び八尾市食育推進第3期計画

健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めた計画で、「健康づくりの推進」に取り組み、保健・福祉・医療の連携を強化していくという方針を踏まえ、「みんなの健康をみんなで守る 市民が主役の健康づくり」を基本理念としています。

言語聴覚士

コミュニケーション障がいや摂食嚥下(食べる・飲む)障がいのある人に対して相談・評価・訓練・指導などを行う専門職です。医療や教育、保健、福祉などさまざまな分野で他職種と連携をとりながら専門的なサービスの提供を行います。

言語聴覚療法

音声機能や言語機能、または聴覚に障がいがある人を対象にその機能の維持・向上を図るため、言語訓練、その他の訓練をはじめ、必要な検査や助言、指導などの援助を行います。

高次脳機能障がい

脳損傷に起因する認知障がい全般をさし、日常生活または社会生活に制約があるものが対象となります。主な症状としては、失語、失行、失認のほか記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどが生じます。

合理的配慮

障がいの有無にかかわらず平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいいます。

【さ行】

市民後見人

弁護士や司法書士等の資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い市民のうち成年後見に関する一定の知識等を身につけた後見人のこと。

社会的障壁

障がい者等が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

八尾市重層的支援体制整備事業実施計画

八尾市では、令和3年(2021年)3月に「第4次八尾市地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けて、八尾市が取組む施策等について定めています。このたび、地域共生社会の実現に向け、より一層体制を強化していくにあたり、その具体的な計画を定めるため、八尾市重層的支援体制整備事業実施計画を策定しました。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が正式名称。改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、障がい者等に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を定めた法律であり、平成28年(2016年)4月に施行されました。

障がい者週間

平成16年(2004年)6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者等の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者等が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障がい者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されました。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間となっています。

障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援する法律」が正式名称。障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、以って障がい者等の福祉の増

進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成 25 年(2013 年)4月に施行されました。

障がい者フォーラム

障がい者フォーラムは、障がい者等が参加する障がい者基本計画ワーキング会議が中心となり、障がい者等に対して地域生活に役立つ情報を提供し、社会参加を促進するとともに、市民に対する障がいへの理解促進を目的として実施しており、令和元年度(2019 年度)は「第 17 回障がい者フォーラム」を八尾市文化会館(プリズムホール)で実施しました。

障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が正式名称。国や地方公共団体等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的として、平成 25 年(2013 年)4月に施行されました。児童発達支援センターに地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練や相談支援等を行う地域における中核的な支援施設であり、福祉サービス等を行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて医療の提供を行う「医療型」があります。

児童福祉法

昭和 22 年(1947 年)12 月に施行された児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律であり、平成 28 年(2016 年)10 月に改正児童福祉法が施行され、「児童福祉法の理念の明確化等」、「児童虐待の発生予防」、「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」、「被虐待児童への自立支援」などが改正されました。

重症心身障がい児者

本計画において、重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある人を、重症心身障がい児者としています。

ジョブコーチ

障がい者が職場に適応することを容易にするために援助を行う人のこと。ジョブコーチが派遣されることにより、職業習慣の確立や障がい特性に関する理解促進などの人的支援等が実施され、障がい者の就職及び職場定着の促進が図られます。

新型コロナウイルス感染症

国際正式名称は「COVID-19」(coronavirus disease 2019)で令和元年(2019 年)に発生した感染症のことをいいます。ヒト・ヒト間での感染が認められており、多くの場合、無症状または発熱、咳、頭痛、倦怠感等のインフルエンザに似た症状を伴う軽症ですが、重症になると呼吸困難を伴う肺炎や敗血症、多臓器不全等を伴います。

成年後見制度

判断能力が十分でない認知症高齢者、知的・精神障がい者などが契約の締結や費用支払などの財産管理、施設や介護サービスの選択などの療養看護についての契約などの法律行為を行うことが困難な場合に、後見人などを選任することにより、これらの人を支援する制度です。

セルフプラン

サービス等利用計画等と同じく、利用者等の希望する生活、総合的な援助方針などが記載されたサービス

利用者を支援するための総合的な支援計画で、利用者本人や家族など、指定相談支援事業者以外の人が作成する計画のこと。

【た行】

第9期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

介護保険制度の持続可能性を確保していくとともに、明るく活力ある超高齢社会の構築を図るため、また、これまでの介護保険制度を含む高齢者施策の評価と諸問題を明らかにし、「ともに支え育てる豊かな高齢社会」を築くため、保健・医療・福祉の連携を図り、高齢者に対する施策を総合的かつ一体的に推進するための計画です。

第4次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画

「第4次八尾市地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づいて策定する計画であり、「八尾市第6次総合計画」を上位計画とし、地域福祉推進の基本理念や取り組みの方向性を示すものであり、高齢者、障がい者、児童などの福祉関連個別計画を、生活の場である「地域」を基盤とした視点からつなぐ計画です。また、「八尾市地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進するうえでの実践的な計画として、地域福祉計画と基本理念や方向性を共有するとともに、地域福祉計画で示された課題などに対応するため、主に「共助」（住民が互いに力を合わせて助け合うこと）に関する活動について整理したアクションプログラム（活動計画）です。

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。

地域自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の3第1項に規定する協議会で、本市における障がい者等が、障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置する組織をいいます。地域生活支援事業障がい者等が自立した生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを柔軟に提供する事業であり、市町村及び都道府県が実施主体となります。

地域包括ケアシステム

高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体で提供することをめざすものです。今後は増加する認知症高齢者の生活を支えることも地域包括ケアの重要な役割となります。

中核市

日本の大都市制度の一つであり、地方公共団体のうち、地方自治法第 252 条の 22 第1項に定める政令による指定を受けた市のことで、現在の指定要件は、「法定人口が 20 万人以上」となります。本市は平成 30 年(2018 年)4月に中核市に移行しました。

【な行】

難病

平成 26 年(2014 年)に制定された「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされており、令和元年(2019 年)4月1日現在、同法に基づいて 333 の疾病が指定難病とされています。障害者総合支援法においては、平成 25 年度(2013 年度)から、難病等についても「障がい者等」の定義に加えられ、支援の対象とされています。

認定こども園

幼稚園と保育所(園)の機能や特徴を併せ持ち、教育・保育を一体的に提供する施設のことをいいます。また、地域の子育て支援も行います。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)などの脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。

パブリックコメント

市の政策を決めるときに、その原案を市民に公表し、市民からの意見を求める手続きのことをいいます。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去することをいいます。バリアには大きく分けて4つあり、道路や建物などにおいて移動面で困難をもたらす「物理的なバリア」。社会のルールや制度によって、障がいのある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われる「制度的なバリア」。情報の伝え方が不十分であるために必要な情報が平等に得られない「文化・情報面のバリア」。偏見や差別などにより障がいのある人を受け入れない「意識上のバリア」があります。

PDCAサイクル

計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)の4段階の活動を繰り返し実施し、継続的にプロセスを改善していく手法。

ヘルプカード

障がい者等の連絡先や障がい特性、支援してほしい内容等が記載でき、障がい者等が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時等で困ったときに、周囲の配慮や手助けを得やすくなるための目的で作成されたカードのこと。

包容(インクルージョン)

すべての人々が健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み込み支え合うこと。

放課後児童室

保護者が就労、疾病などのため昼間不在状況となる児童を対象に、放課後に学校施設などを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えるために設置しているものです。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間ボランティアであり、担当地区内の生活に困っている人や、障がい者、高齢者、児童などの相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、児童委員を兼ねています。

児童委員は、児童福祉法に基づき、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

モニタリング

中間評価ともいわれ、計画どおりに支援が展開されているかどうか、計画された支援が効果をあげているかどうかなど、支援の経過を観察するものです。

【や行】

八尾市こどもいきいき未来計画(第3期八尾市次世代育成支援行動計画)

子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」、「母子保健計画」として位置づけながら、子ども施策の総合的な推進を図るために策定した計画のこと。子ども・子育て支援に関するニーズに迅速に対応するとともに、保育・教育・保健と連携し、幅広い施策展開による切れ目のない支援を進めるため、「みんなでつくる子どもの未来と幸せ」を基本理念としています。

八尾市第6次総合計画

令和3年度(2021 年度)からの計画として、八尾市がめざす将来都市像を明らかにし、その将来都市像を実現するための方向性を示すために策定する計画です。

八尾市地域福祉推進基金

地域福祉を推進し、高齢者及び障がい者等の福祉事業の充実を図るために設置した基金のこと。八尾市地域福祉推進基金事業助成制度は、市民の自主的な地域福祉活動を支援するもので、市民の福祉意識の向上や障がい福祉意識の向上に寄与する事業に対し助成を行います。

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無、国籍や民族などにかかわらず、すべての人が利用しやすいように環境・建物・施設・製品などをデザインすることです。

【ら行】

ライフステージ

人の一生を、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階のこと。臨床心理士心理学的な技法によって対象者を検査・診断し、さまざまな心理療法を行います。具体的には、心の問題や悩みなどについて臨床的な心理学の技法を用いて解決を図ったり、相談に応じたりします。

レスパイト

主に介護を必要としている人をもつ家族が、一時的に一定の期間、介護から開放され心身の疲れを回復し自由時間を確保するための休息、休養のことをいいます。

第7期八尾市障がい福祉計画及び第3期八尾市障がい児福祉計画
令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

令和6年(2024年) 3月 発行
編集・発行 八尾市健康福祉部障がい福祉課

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号
TEL (072)924-3838(直通)
FAX (072)922-4900
Eメール syougai@city.yao.osaka.jp

八尾市ホームページ <https://www.city.yao.osaka.jp/>

刊行物番号 R5-200